

# 函館市事業仕分けの概要

平成23年11月26日(土)第1班

## ■ 日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・事務局より説明。

## ■ 補助金について(総論)の説明

- ・資料に基づき, 財務部財政課より説明。

## ■ 補助金について(総論)の質疑

(D委員)

先に言われると仕分けしづらい。

(説明者)

担当の説明員が, こういう公益性がある, こういう効果があると説明する。

(H委員)

公益性というお話になっていますが, 削減したら政策と絡みはあるのかどうかと, これは政策議論であって, 公益性の議論にはなりませんよね。

(説明者)

限りなく政策に近い, あくまで公益性という部分での判断で結構である。

(D委員)

条例規則による補助金は, 止めたいと言ったらいつでも止められるという話であったが, 補助金であっても止める時は議会に諮られるんですよね。

(説明者)

そのとおりである。条例の廃止は議会の議決を伴う。

実は, 委員のみなさん方の力を借りたいということで, こういう時間を取らせていただいている。今回の事業仕分けでは, 対象事業をみなさんに選んでいただいた。今年からは, 出来るだけ事業仕分けの対象事業を委員のみなさん方に選んでいただく形で実施している。私がこういう事業を仕分けしてくださいというのは, 実はある。あるんですが, みなさん方に今回選んでいただいた補助金というのは, 私ともイメージが合っており, さすがだな, というような思いでこの事業を並べさせていただいた。そういう視点で, 見ているものと思うので, 公益性の線の引き方のヒントになるものが出てきて, それを構築していきたい, と思う。みなさん方が今回やってみて, 事業一つずつやった方が絶対効果的だという結論になるのか, あるいは, ある程度, 線を引いて補助金というものを出すべきだ, となるのかは, 今日, 明日の2日間, 事業仕分けをしていただき判断していただければと思う。一番聞きたいのは, その線の引き方。個別にやったほうが良いのか, そのほうが手っ取り早いとなれば, 一歩ずつやっていったほうが早いのかもしれないし, イベント系の補助金が結構出ているので, これ

は多分こういう線の引き方だと、そういうようなところが出てくれば、これを参考にして、財政再建推進会議等でまとめさせていただきたいと思っている。

(B委員)

二点ほど伺いたいのですが、冒頭の説明の中で、補助金の交付を受ける団体というのは、自主的な団体で、そこがやっている仕事は行政の本来の仕事ではない、行政が直接手を下すということではない仕事についてやっている団体だと、そういう定義をされましたよね。

(説明者)

はい。

(B委員)

公益性があるが、そこは自主的に、いわば勝手にやっているんだと言いつつ補完している、だからこういう理屈になると思うのですが、例えば、社会福祉協議会や文化スポーツ財団、住宅都市施設公社などは、市が100%出資して作っている団体がある。議会も承認している。しかも、大半のケースでは補助金のみならず委託金、あるいは委託事業など、色々な形で市が直接お金を出して仕事をさせているという団体で、しかも総事業が10億円に達している。それについて、どうお考えですか。

(説明者)

補助金という形で支出はしているが、補助金を支出していれば市の事業である、という整理ではない。100%出資している財団や公社、そこに支出している補助金というのは、いわゆる他の、民間で出している補助金とは線があると思う。そこはそこで、その世界の中で物事を考えていかなければならないと思っている。

(B委員)

その線は何が違うのですか。民間と違うのは何ですか。それぞれの事業体は、例えば10億円の事業をしているのだけれども、その内の9億円は間違いなく行政の仕事、いわば行政の仕事を委託されてやっている。それが10億円のうち9億円ある。あとの1億円は自主事業をやっている。自分でこういう事業が必要であると考え。それに公益性があるから一定の補助をする。そういう考え方なのです。そういう理解の仕方で良いですか。

(説明者)

それで良い。

(B委員)

その部分は、きちんと協議されて運営されているし、補助金等の算定によっては入り繰りがある中で、内部で資金が不適切な形で利用されていないか、という程度の監査をしているということか。

(説明者)

そのご指摘も、包括外部監査など色々な場面で、中を開いてみると、補助事業なのか自主事業なのかわからない経理をしているということ、随分指摘されており、その辺については、本当に最近ではあるが、きちんと整理をしてきた。確かに、私も100%出資の補助金と民間の補助金には一定の線はあるとはいうものの、基本的に公社や財団でやっている仕事を、民間の事業者でやっていただい

ても全然構わないことだと思っている。ただ、その事業を他の民間の団体がやれるのかどうかは別に  
して、やれるということであれば、公社・財団に出している補助金をそっくりそのまま事業を行う所  
に移しても全然構わないと思っている。

(B委員)

もう一点、大事なポイントなのですが、外部監査で、補助金が一度俎上に上がっていますね。財団  
などが、今回の仕分けに入っています。色々な指摘がされているわけです。それがあったのが2、3  
年前くらいで、そこに書かれている内容が是正されていけば、今回仕分けする必要がないのではない  
かというのが一つ。

また、外部監査がある、それに指摘された事柄においてどのように対処してきたのか、出来たのか  
出来なかったのか、ということはどういう形で情報公開しているのかということ。もう一つは、先ほ  
どの話にもあった、常設の機関として補助金をチェックするという第三者機関は、現状では函館市に  
おいては存在しない。つまり、行政の組織としては、補助金の使われ方、その他の適正性について審  
査をするというかチェックをする第三者機関は存在しない。それから内部機関もない。

(説明者)

内部的には、ここに若干書かせていただいた。条例規則は条例規則そのものを見ればよいのだが、  
その右側の方にある団体運営補助の所に、括弧書きで書かせてもらっているが、毎年度、目的と効果、  
いわゆる調書みたいなもの、補助金交付状況調というものを、毎年度作成してもらい、原部や私ども、  
いわゆる予算を主管する部局も当然見ている。そういう意味では、一応審査というか、本当に補助が  
適正かどうか、という部分については、毎年度、予算編成時に確認している。

(B委員)

それは、誰が誰に対して審査をしているのですか。それぞれの補助金については主管部局がある  
ということですね。自分で自分の監査はしないでしょうから。庁内において、それぞれの主管部局に  
対して、財務なら財務といった第三者的な部署がなければいけませんよね。具体的にはどこですか。

(説明者)

それは、私たち財務部が補助金の主管ということで見ているし、予算を所管しているので、その際  
にも見させてもらう形になる。補助金の最終的な決定権者というのは各担当部長。各部の部長のこと  
です。また、必ず財政課を合議し、財政課長の確認印がなければ、最終的な補助金の支出が出来ない  
システムとなっている。最終的には財政課長の所でチェックしていることになる。

(A委員)

補助金がいるらないというよりも、もう一つあるんですよ。今、我々は外堀から総合的に補助金  
の必要性を攻めていますけれども、結局は内堀で本庁の場内で役人さんが、補助金に頼らなくてもや  
っていけるんだ、という意識付け、これをどこで果たせるか、というところがもう一つの課題だと思  
います。今回、財政再建推進会議において、財政の見通しというこのような素晴らしいツールが出て  
きていますよね。こういうものの想定の中で、内堀で徹底すると、情報をですね。こういうものと並  
行して我々は外堀をせめて、内堀を立たせる、というようなやり方を是非ともしていただきたいとい

うふうに思うのですが。その辺について、財務部や総務部のやり方というのでしょうか、何か構想とかはございますか。

(説明者)

おっしゃる通りで、そういう財政状況であるということは、実は資料の中に、一番下段の方に、事務事業の見直し、というものがある。事務事業の見直しについて、金額が2億円から始まっているのですが、最終年度は18億円の見直しが必要となっている。今、お話しした補助金の見直しもそうだが、その18億円に一定の色をつけていかなければならない。何をやめるのか。どの事務事業の見直しをして財政効果を出すのか、という形になるものですから、そこについては補助金も含めて、全庁上げて積み上げていかなければならないものと考えている。

(A委員)

それは大変結構なことだと思うのですが、私が話しているのはちょっと前座の話なんですね。この表の中で、このままずっと歩いていくと、函館市の自治体、いつ財政再生団体の肩たたきを総務省からいただくのか、というところもこの中に入れて、みんなで情報共有する。職員さん、議員さん、市民。こういう形で危機感を持つということも非常に大事なことだと思います。是非ともその辺のご提案をひとつメモしていただければと思います。

(説明者)

そこで、今話題に出ましたが、赤字の部分が80億円になると肩たたかれます。

(A委員)

このままでいくと来年じゃないですか。

(C委員)

基本的にちょっと伺いたいのですが。今もお話にあったように、それだけの危機感を持った財政状況なんだ、ということ、私たちが事業仕分けをする所管部局が、どれだけ理解しているのか非常に不安です。なので、その評価によっては、かなり事業仕分け人の評価が取りだたされるのではないかな、とすごく危惧しています。その辺のところは、財務担当の方に、例えば、危機感を市民が持ってもらえるような情報を出していただかないといけない。そうでなければ、私たちの意味が出てこないというふうに思っていて、そのところは、やる側として、出来ればあったら良い話ですし、活性化もするだろうというふうに思って出しているわけなのですが、現実のところ、こういう状況にあれば10~20%カットは覚悟しなければならない、という市民の覚悟ですよ。それを促していただきたいと思います。A委員の意見に加えてなのですが。また、今日もそういう気持ちで臨みたいと思います。

(説明者)

確かに、情報発信の仕方がへたくそだ、と言われる。ただ、財政の現状なども発信しているのだが、なかなか届かないのが現状である。

(C委員)

メディアの問題も出てくると思うのですが、メディアの方もいらっしゃるのでついでに申し上げた

いのですが、ある新聞において、函館市の財政状況を北海道内と比較した記事が掲載された。北海道内と比較した場合には、ポイント的にはそんなに危険ではないんです。ところが全国で見た場合、やはり危険なんですよ。例えば、公債費がどれだけあって、一般的に考えられる利息が、一日どれだけあるのか、ということだって市民はほとんど知らないと思います。なので、やはりそういうところが、どこと比較したものなのか。受け取る市民側からすれば、まだ、函館は大丈夫なのではないかと思うのが現実なので、その辺のところの正確さ、というものも、財務の方でもよく考えて情報発信していただきたいと思います。

(A委員)

市政はこだてなんかもツールとしては非常に良いですよ。コーナーを作って、毎月連載にして。徐々に情報を普及させていくと。議会もそれをみれば良いのかなと思います。一つ、コーナー作りというか、そういうことを進めていければ良いのかなと思います。

(事務局)

個別の事業仕分けの開始時間となったので、最終日にまた議論したいと思っている。それでは各班、会場の方に分かれて、事業仕分けの準備をしていただきたいと思う。

---

#### ■ 1-5-1 西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援補助事業についての説明

---

・資料に基づき、都市建設部住宅課より説明。

---

#### ■ 1-5-1 西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援補助事業についての質疑

---

(D委員)

まず、補助金交付の条件として、月額所得が48万7千円以下と、交付要綱の第2条の(4)に書いてありますよね。これは公営住宅法で決まっているということで引用したと思うのですが。例えば、世帯所得が48万7千円だとすると、年間所得は約580万円。夫婦2人世帯で男性が給与所得者であれば、1人の場合、給与を年収に合わせると、750万円とか800万円になってしまう。5年間補助する、新婚さんであればそれなりなんだろう。例えば、子どもが2人出来たとすれば、この世帯では年間900万円もらっても補助金は受けられるという計算なんですよ。市民感覚として、年収900万円もらっている人に補助金出す必要ありますか。

ちなみに、ここに他の自治体の状況として、大阪市のことが書いてあります、大阪市では、同条件で606万円。月額所得に直すと35万8千円。まず、そこから高い設定なんですよ。枠を広げてたくさんの人を入れさせるという意図わかりますけれども、48万7千円で公営住宅法で規定している基準というのは、あくまでも自宅を購入する時の所得ですよ。しかし、今、借家借りるのに48万7千円ですよ。同じ条件で同じ金額にするのは乱暴ではないのかな、ということなのです。

もう一つ目は、今まで百世帯ですか、入居したのは。出られた世帯とかありますか。把握していますか。その出て行ったという理由もわかりますか。懸念するのは、ある人から聞いたことなのですが、西部地区は、小中学校が統廃合し少なくなっている。若い人がそこに住み、子どもを小学校に行かせ

るのに学校が遠い。いわゆる住環境が良くない。そういうことで二の足を踏んでいる人もいるというふうに聞いております。その二点です。以上です。

(説明者)

まず一つ目、月額48万7千円について。実際この補助業務を実施しております、当然、若年層の新婚さんということで、結果的にはそこまでの収入がある方はいないというのが状況である。要綱のその金額と、実際の利用者を勘案し、見直す必要もあるものと思っている。

これまで、13年間実施してきて、420世帯に補助金を支出している。そのうち、5年間ずっと補助を受けられている方は105世帯。25%です。残りの315世帯については、極端な話、1年目で転居されたとか、4年9ヶ月で転居されたとか、そういうケースがある。その補助を実施した105世帯のうち、現に今も西部地区に住んでいるのは44世帯。残念ながら、期間を満了しながらも、その後に西部地区から転居されたのは61世帯。転居する理由というのは、転勤の方もいるし、別の地区に家を建てたというケースもある。例えば、補助の資格要件にある、新婚カップルということで、離婚されて資格を失った方もいる。

(A委員)

資料の末尾の方なのですが、公営住宅の状況というのがあります。これに市営住宅490戸、道営住宅449戸、合わせて939戸とあるわけですが、見ていけば大体わかるのですが、このカップル事業というのは、ここに、もれた人間が、極端な話、二次的にこの民間の方の門を叩く、というのだと思うんです。正直に言って。例えば、契約をする際、相手と色々お話をされると思うのですが、どうですか、そのような流れは感じられませんかでしょうか。

(説明者)

実際、西部地区の20町には、市営住宅、道営住宅を含めて29団地962戸ある。入居率も95%前後を確保しており、ほぼ満杯な状態である。ご存じのとおり、公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するというので、自ずとその世帯の収入基準が決まっており、今は、月額15万8千円以下、高齢者や障害者がある方は、21万4千円以下という条件がある。そういった面を見ると、新婚であってもその金額を超えた場合には申込が出来ないという状況になっている。また、申込ができる基準であっても、市営住宅の倍率が高く、当選にもれる方もいる。

(C委員)

コミュニティーの観点からちょっと伺いたいのですが、補助を受けなくなったのは420世帯中、今残っているというか、契約して定住したと思われる世帯が44ということでした。ということは、今までの事業で、全体の10%ぐらいの方が定住したと、そういうことですね。そういうふうには受け止めさせてもらった上で、この10%残ったことを、行政としてどのように評価しているのか。また、最初はどのように想定していたのかということをお聞きしたい。

さらに、10%の世帯がその地区に定住し、その数字だけではない、何代かの経過の方もいらっしゃると思いますので、それだけとは言いませんけれども、定住はあくまでも目的でありますので、そういった観点からまずお聞きしたいのと、この補助を利用して、こちらに住まわれている方達は、

町会だとか、そういう行事に参加されるように、高齢者の方と触れ合うような、そのようなことが現実に行われているのかどうか、ということを確認したいと思います。

(説明者)

西部地区420世帯のうち、補助満了して更に西部地区に残っているのは、10%程度だというお話ですが、こういう制度を作っておきながら言うのはおかしいのだが、移転する理由を正確に把握できない状況である。何年間そこに住めば定住と認められるのか、私共も断定できない状況で、実際、一定の期間は、この制度を利用してそこに住んでもらえば、それはそれで目的を果たしたものと考えている。この10年間で、住民基本台帳等で確認すると、全市的にも2万2千8百人減少しており、それに対して高齢者は1万3千3百人。高齢者の割合が20.4%から27.1%となっている。一方、西部地区においても、この10年間で約3千7百人が減少する中で、高齢者は増えており、高齢化率も28.3%から35.4%、全市の割合と比べると8ポイントも上の数字を示しており、現実には、西部地区からの人口流出は依然として続いているものと思われる。原因としては、この補助事業、成果を数字で表すことが難しく、新規と継続を合わせると143世帯の利用者がいる。新婚なので、何年かすると子どもが生まれる可能性もあり、1世帯あたり2.8人、子どもが0.8人ということで、この143世帯に2.8を乗じると、1年間で400人増える効果はあると思う。

もう一つ、地域のコミュニティーについて、町会への加入状況の調査は行っていない。

(C委員)

ありがとうございます。大体のことはわかったのですが、一番の大きな目的というのが、ここに若い人を入れることによって、街が活性化するなどの変化が出てきたり、高齢者がどんどん住める地域だということですがけれども、その辺のところはどういう役割が果たしているのか、正直よく分からないというのが感想でした。

(B委員)

追加資料の、③④を見ていただきたい、補助対象者の支払い賃貸料の金額分ということで、7万円台が20人、8万円台が3人いる。対象者のうち、住宅手当を受けているケースの実数と分布というところを見ると、これは高額なところだけを見ていますが、2万5千円以上3万円未満が17人、3万円以上が6人おられます。これは合計して23人ですね。それと、包括外部監査報告で、何年前にこの補助金が、3年くらい前ですね、対象となっておりまして、その中で非常に細かな調査をしており、補助を完了した人がその後どこに住んでいるか、というところまで調べている。その中に転勤というのがあって、平成19年までの数字なのですが、全部で200人おられる。その200人を調べた結果、西部地区から西部地区の中で動いている方が113人いて、市外へ動いた方が32人いるのですが、その32人のうち19人が東京・札幌方面ということなんですね。それで、何を申し上げたかったかという、私の認識では函館市内の給料で、まず住宅手当、2万5千円以上の住宅手当を支払ってもらっている人はほとんどないと思うんですよ。函館市でも確か1人8千5百円です。かなり大まかに住宅手当が支払われている。しかもこれ、対象は新婚ということですがけれども、比較的若い人ですよ。そこで支払いができ、かつ賃貸として7万円以上、これは比較的品質の上の方のマン

ションとかだろうと、そういうところに住んでいる。ということは、私は大胆な推測をしますが、函館市外に本社がある金融機関ですとか企業の駐在員、いわゆる転勤族ですね。それが大半ではないかと思う。これは推測です。多分そんなに間違っていないと思います。そうすると転勤族の方々の、しかも比較的若いヤングカップルが西部地区、かっこいいから住んでみたい、と。これはよく聞く話ですが。そういう方々に対して補助をしている、ということに結果的になっていないだろうか。つまり、低所得者に対して住宅自体の供給でいい、ということですから、もう少し中所得以上の人たちが民間住宅でしかも西部地区側が減っているからそこに住んでもらいたい、という意図で始めたのだと思うのです。あくまで税金でやっていることですから、もちろん転勤してきた人がどうか言うことではないのですが、補助基準と運用が若年層よりも実は比較的高所得者に向けて補助を出しているということにならないのか。包括外部監査報告の中では、この補助を取得してから2年以内に半分近くの人が実はいなくなっているという指摘があるのですが、例えば、平成16年に40人の方が申請、新規に入居されている。そのうち4人は次の年にいなくなっている。さらに9人が2年目にいなくなっている。3年目には20人になっている。つまり3年目の段階で半分に減っている。これだけ短い間にいなくなるという方のかなりの部分は転勤ではないかと思う。となると、このヤングカップル住まいりんぐ支援補助金というのだけれども、定住というよりは比較的住居の負担能力がある転勤族に対する隠れた補助金になってしまっていないのか。その辺についてはどう思いますか。

(説明者)

正直言って、そこまでの解析能力は無かったと思う。確かに、住宅手当のベースというのは、平成22年度の137世帯のうち、住宅手当なしのケースが約7割となっている。そうしたことから、住宅手当を受けている方が少ない。恵まれた職場というか、そういう方達が補助対象になるかについては検討したいと思う。

(E委員)

どこに住もうかと考えた時に、外から来ましたので、西部地区は非常に魅力はあったのですけれども、物件とか総体的に無く、あっても古くて安い、もしくは綺麗だけれども結構高いとか、駐車場も高い。生活の便も不便であったり、結果的に新しく安くて、と安易にその時は美原に借りた記憶があって、補助を受けなかった。目的については、非常に意義があるし必要なものだと思うのですが、現実的に新婚世帯で色々なことを考えてみた時に、お金のことだけではなく、総合的に考えて、この目的、若年層の西部地区への定住を促進するということについて、市の方で取り組まれている事業はこの事業だけなのでしょう。他に何か合わせてやっているようなことはありますか。それともこれだけでしょうか。

(説明者)

この事業が、人口減少や高齢化を止めるような特効薬であるとは考えてない。ただ、都市建設部では、住宅政策や居住支援など、という意味合いから、出来る範囲ということでこういった政策を実施しているところである。

(E委員)

例えば、子育ての支援の方で何らかをやっていたときに、その情報を連携して入所して、この対象者に対して情報提供するだとか、なるべくそういう接点を持つわけです。この補助金を申請することによって、若くて、住む場所を選べる人たち、なおかつこれらの支援をセットで持って行くと思うので、色々なことが、お金を上げる以外のことも出来るような気がするのですが、そういうことは現在何かされていますか。

(説明者)

この支援の周知の仕方を検討したいと考えている。今年度、現在、利用されている方に対して、どこでこの制度を知ったのか、というのを伺ったところ、窓口で聞いた、インターネットで知ったなど、若い方には充分周知されているという認識は持っていたが、他の企業との連携など、もう少し分かりやすく周知を図る方法を考えていきたい。

(E委員)

周知ももちろん目指したいのですが、補助対象となった人たちが、補助が終わった後も定住化をしていくための連携というか、西部地区に住んでいれば、例えば、一つ言えるのは保育園なんかすごく入りやすいと思うんですね。美原や桔梗地域というのは入るのは難しいですけども、谷地頭保育園は入りやすい。人数が少ないからこそそのメリットがあると思うんですけども、そういうような、もっとここに住み続けていくことのメリット、そういうことについて何か情報発信をされているか、ということをお伺いしたいのですが。

(説明者)

申し訳ないが、そういう取り組みはしていない。

(E委員)

わかりました。ありがとうございます。

(A委員)

それは確かですよね。私もずっと西部地区に住み続けていて、どんどん人口は減ってきたということをもっと感じております。当時、この事業が始まった時には、人口がどんどん流出し、E委員も美原のお話をしていましたが、美原の方に人口が移ってきて、そのまま七飯町とか北斗市に抜けていくという危険性もあると思います。それを踏み止めるために、西部という魅力を前に出して、公営の事業を始めたという記憶があるのですが、私としては非常にアイデア事業というふうに思っており、非常に高く評価しております。こういう方法のままで人口減を止めるには、行政側としては苦肉の策を講じているんだ、と私としては肯定しているのですが、今質問したいのは、受け皿の環境についてです。調書では平成22年度で新規申請が26件、平成23年度42件と、その他の継続業務は100件ちょっとですね。こういうところの中で、業務体制というのは具体的にはどのようになっているのでしょうか。例えば、受け手の人数など。そこをちょっと教えてほしいのですが。

(説明者)

新規の補助申請というのは期間を決めておらず、随時受け付けている。特にポイントになるのは、

補助金の支払いがある10月と4月。この期間は忙しいが、調書に記載のとおり、0.3人で対応ができるものと考えている。

(A委員)

例えば、配金の仕方は現金渡しではなく、口座振込ですよ。0.3人というと、実際は窓口1人とか2人いるでしょ。例えば他の部署からどなたか来て、兼任するとか。

(説明者)

いいえ。この事業は都市建設部住宅課で対応している。

(A委員)

専門ですか。

(説明者)

担当職員はいるが、この業務の専任ではない。

(A委員)

いらっしゃるんですか。わかりました。

(F委員)

定住の定義が曖昧なのではないか、という感じがする。しっかり調査もされて、数字もお持ちになっているのであれば、結果として成果があるのなら続ければ良いのだし、成果が出ないのならばやめれば良い、それだけだと私は思う。

対象となる市民が、不特定多数ではなく特定少数の補助となっているので、一つ確認したい。新婚世帯の判定が1年未満としている根拠はあるのか。同様の補助事業というのは全国で多数行われており、多いのは3年未満で、1年未満が実はレアケースだったりする。これをどうお考えか。

(説明者)

・・・。

(F委員)

特に理由はないということですかね。新婚という名前で1年にしたと・・・。結婚をして子どもが産まれるからもう少し広い部屋に移ろうとか、転居するタイミングというのが1年という期間では短すぎて、対象者が特定されてしまうので、この事業をさらに進めるのであれば、3年以内にするのを検討されるべきだ。

それと、補助を途中で打ち切った方の中に、転勤などは仕方ないが、家を建てられた方がいる。そもそもこの住まいりんぐ支援事業というのは、西部地区に定住させることが目的なので、賃貸ではなく、家を建てられた人に対しても何らかの支援をするべきではないか、と思う。持ち家の住宅ローンに対して年間21万円を限度として3年間補助する、というような若い世代の方が家を建てて定住するというのに支援をするというのは、他の自治体にも多く見受けられるが、函館市としてどうお考えか。

(説明者)

実際、補助金を受け取られた方の中に、家を建てられた方もいる。西部地区に建てたケースも1件

ある。また、西部地区から転居して他の場所に建てたというケースもあった。

他都市の事例の話がありましたが、家は個人の資産、というような考え方もある中で、そこに公金を使うというのは難しい。

(F委員)

それを言うなら住宅ローン減税もおかしい、ということになる。家を建てたら補助する、というのではなく、補助を受ける方が途中で西部地区に家を建てられた場合、補助を打ち切らずに、そのまま支援を継続するということが考えられないだろうか、と。そういうところまでいかないと、西部地区の人口の増加に繋がらないと思うので検討していただきたい。

また、平成10年度から始められたということで、資料があったら教えて欲しいのだが、若年層ではなくて生産年齢が、追加資料の⑥の部分に、西部地区が割合として、55.6%。函館市全域で、61.6%とある。西部地区の生産年齢人口が非常に少ないということが、この数字を見ただけでもわかるが、この補助事業によって定住しているか、していないか、というところにつながるので、この事業が始まる前の平成9年と比べて、現在この割合がどうなっているのかについて教えてほしい。

(説明者)

制度が始まる前の平成9年の資料が、今手元にないのだが、10年前、平成13年6月の資料がある。住民基本台帳だが、平成13年9月において、西部地区の人口が2万6,032人。そのうち、高齢者65歳以上が7,360人。それに対し、現在は、西部地区の人口が2万2,271人。高齢者人口は7,883人。10年前から西部地区の人口が約3,700人減少している。率にすると、14%ほどになる。また、65歳以上の高齢者層は、523人増加しており、増加率は7.1%となっている。

(F委員)

聞いていると先ほどから、この制度の利用者は何人で、何世帯で、という話をしているが、それだと定住化しているのかどうかという数字は見えてこない。結果として、函館全体の人口が減っているのだから、西部地区の人口もマイナスになるのは当たり前で、そのマイナスをくい止めることが出来ているのかどうかということが重要なのだ。私が言いたいのは、若い方、特に新婚世代を西部地区に住ませたいと言うのであれば、15歳から64歳のいわゆる生産年齢層が、函館市全体の人口割合の61.6%に対して、西部地区は55.6%と若い人が少ない。そういったことが平成23年10月末の資料を見るとわかる。だから、この補助事業が始まる前に比べて、この割合が解消されているのか、より深刻になっているのか、ということと比較しないと、続ける意味が全くないということ。これがより開いているのであれば、やっても意味がない、ということでやめてしまえばいい。そういうところをちゃんと報告してもらわないと、判定の仕様がな。私は、この事業を無駄だとかやめたいとかいうことではなくて、なぜこんなことを言うかということ、函館市の移住促進事業をお手伝いさせてもらって、見学に来られた方のお世話もさせてもらい、西部地区をご案内して、市役所の方から住宅の斡旋もさせてもらった。皆さん「いい場所ですね、住んでみたいですね」と、建前でおっしゃっても個人的にお話をお伺いすると、「函館って約30万人の人口がいるんですよ、中核都市で

すごい都市ですよ。ところで、函館のみなさんってどこに住んでいらっしゃるんですか」と言う。それだけ、外から来た人が見た時に、ここはとても寂しい、というふうに見える。それを解消するためにも、この事業をきちんと進めてもらいたい、と願っている。ただ、その成果が数字として、結果として表れていないというのは、この調書を見る限り感じてしまうので、是非そこは検討していただきたい。

最後に、年に2回の支給になっている。ということはその中間で資格を喪失している方に対して、見過ごして余計な補助金を払っていないか、その辺のチェック機構というのはどうなっているのか、というところを教えていただきたい。

(説明者)

個人的な請求は年に2回となっている。補助金の請求にあたっては、家賃の支払いの確認の書類なども提出してもらい、例えば、10月に請求した時に、そういう書類が出てくると補助は認めないので、遡って取り消すことにしている。

(F委員)

返還してもらっているのですか。

(説明者)

後払いなので。

(F委員)

後払いなのですね。わかりました。

(B委員)

補助制度とは別に、函館市では西部地区に限り賃貸住宅を建てるにあたって、借り上げをするという制度があるんですよ。実際に、公営住宅と呼ばれるものの中には、市が直接、建設したものだけではなく、民間が建て、それを市が借り上げているというケースがあります。それは間違いありません。

(説明者)

そのとおり。

(B委員)

そうしますと、そういった制度とこのヤングカップル住まいりんぐ支援補助というのは、ある意味では重複している訳ですね。借り上げ市営住宅に入居する方は、もちろんこの支援補助金は受けられない。それは借り上げ市営住宅の家賃水準が低めになっているから、という理解で良いんですよ。その理由は、市が補助金を出していて、差額を補てんしているからということですよ。

(説明者)

借り上げ市営住宅も公営住宅という位置付けで、平成12年度から19年度に、西部地区に限定して12棟333戸を供給している。当然のことながら、公営住宅なので入居させるには一定の要件がある。また、対象建物を一括して借り上げ、その借り上げ市営住宅に15万8千円以下の所得者が入居するということになっている。

(B委員)

借り上げ市営住宅の入居条件は所得制限で変わりますね。その所得制限を、ヤングカップルの場合には低く設定しているのですか。

(説明者)

ヤングカップルの場合には上限を定めており、上限以下の人であれば補助対象としている。

(B委員)

そうですね。

(説明者)

はい。借り上げ市営住宅の場合の上限は月額所得15万8千円で、それ以下の方を入居対象にしている。

(B委員)

月額所得が15万8千円以下の方しか入居資格がない。それを超える方は、借り上げ市営住宅には入れないということですか。

(説明者)

そのとおり。

(B委員)

E委員も指摘していたように、函館に移住してきた方々が西部地区を見に来て、例えばマンションだとか、そういうところを探す時に、色々なインフラの面（買い物や学校、病院など）で、不十分であるということがマイナス要因になっている。

もう一点は、E委員からも指摘があったように、家賃が割高だな、という印象を持っている。私は、こういうヤングカップル住まいりんぐ支援補助金の本来の目的からちょっと逸脱して、例えば、転勤で函館に来る、3年くらいしかいないというのはわかっているが、そういう転勤族の比較的若い人たちにとっては、少くとも高い家賃でも、1万5千円市が補助してくれるのであれば、そっちへ住んだ方がラッキーだと、こういうふうになる。そういうような使われ方。不正ではないです。本来の事業目的からは逸脱しているわけですね。実は、転勤族は多少高くてもそういう所に住む。つまり、函館の一般の企業の給料と比較して高い方々の中には、一定のあるいは全額住宅手当が出る人だっているわけです。そういう方々が、西部地区のマンションなど家賃の高値を助長している、という見方がある。それは、市の都市政策や住宅政策の範ちゅうを超えるかもしれないのが、そういうことも含めて制度設計をしていかないと、本来の対象者にうまくお金がまわらない。申請すれば誰でも受けられる。そうすると、函館市でヤングカップルの世帯が年間どのくらいで、その中で一体何%が応募してきているのか。所得上限さえ満たしていれば。応募したら必ずもらえる。そのわりには随分応募者が少ないというのが私の印象。どういうことかと言うと、それ以外の要因、住みにくいという要因が足を引っ張っている。これだけ補助をやってもそれでもカバーできないということなのかもしれない。そういう意味で制度設計上のまずさといえるのではないか。

10年以上前、スタートの当時は結構話題にもなったし、ネーミングもそうですけれども、斬新な

政策であるということであったと思うのですが、少しずつ基準を変えながらここまでやってきているが、果たして本当に若い新婚世代にとって、魅力的な制度なのかどうかということ、きちんと立ち止まって考える必要があるのではないかと思います。そのことについて、ご意見いただけたらと思います。

(説明者)

この制度、13年続けており、今年8月に、入居されている方を対象にアンケートを行った。その中で、西部地区を選んだ理由、という設問があり、その中の理由として一番多かったのは「西部地区が好き」で約33%。その次に「職場が近い」で33%。それから、「昔から西部地区に住んでいたから」で30%となっている。

また、西部地区で不便を感じたことがあるか、という項目では、一番多かったのは「スーパーなどの施設が充実していない」で、その他にも「娯楽施設、医療機関が充実していない」との回答があり、不便を感じているという回答になっている。

(A委員)

先ほど、アイデア事業ということで、私は肯定ということでお話させていただきました。提案になりますけれども、例えば、婚姻後1年以内の対象者にも補助金を充てるだとか、当然、新婚さんですよね。それにさらにアイデアを出して、子どもさんが出来た場合は、例えば3年間、子どもさんに対応する何かの支援策、それを孵化する。そして、最終的には西部方面に定住させる、ということ、を最大の目的にしていくために、都市計画、例えば、港湾線というものがあると思うのですが、あそこから海側は特別区になっている。函館市が国などから管理委託されている所、あそこが一番住んでいて風光明媚で、環境が非常に良いと思うんですね。そして、重工業地域ですから、空き地があって、そこに商業施設が来ることのできる、非常にゆったりしたスペースがあります。ただ、都市計画も、もう少し緩和すると、改善したのに、そういう定住を最大の目的にするということはこの事業の先に掲げてはいかがかだと思います。

(F委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う、「事業を廃止のうえ制度を再構築」が3票、「改善を図る」が3票、であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

## ■ 1-5-2 函館市住宅都市施設公社補助金についての説明

・資料に基づき、都市建設部街づくり推進課、土木部緑化推進課より説明。

---

## ■ 1-5-2 函館市住宅都市施設公社補助金についての質疑

(A委員)

Bの資料で職員数について書かれているのですが、常勤職員90名、そのうち市役所のOBが14名、4月1日現在ですね。この市役所OBの中で、この事業体の理事長をやっている方は何名いらっしゃるのでしょうか。

(説明者)

・・・。

(A委員)

後ほどで結構です。それと、市役所OBですから、市役所を退職される際に、当然、退職金を掴んできていると思いますけれども、その方々で、さらに役員になった場合、いずれは退職される訳ですけれども、この事業体の中から、再度、退職金が出るのでしょうか。

(説明者)

退職金は、あくまでも公社の制度での退職金を支払われる。

(A委員)

二度目が出るんですね。わかりました。

次は、土木の方に伺いたいのですが、主に、私のイメージではプランターですとか街路樹だとか、植物を扱っている感じがするのですけれども、全体の従業員数、推進課の皆さんは何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

(説明者)

緑化推進課には10名いる。

(A委員)

その方は、秋と冬は何をしているのですか。

(説明者)

秋冬は、主に長期的な継続業務、来年度の予算編成、それと合わせて長期的な事業の計画立案、そして夏場にどうしても業務多忙になるものですから、夏場に行った業務のデータ整理などといった業務を行っている。また、春先近くなると、新年度の委託契約等の準備を行う。

(A委員)

秋冬ですから12月からおよそ3月の4ヶ月近くあるのですが、この10名の方が、今の内容を4ヶ月で行っていると。そんなに時間がかかるものなのでしょうか。

(説明者)

特に将来的な展望や市役所全体の業務内容の調整など、そういったことに比較的時間を費やしている。

(A委員)

例えば、職員の中でも得手不得手があって、例えば、会計の方は予算担当とか、現場の植樹する担当の方は現場とか、分かれていると思うのですが、皆さんが同じような事を共通に行っているわけではないですよね。

(説明者)

そのとおりである。

(A委員)

そうすると、役割分担ということになれば、現場をやる方は秋冬動くことはないと思うのですが、いかがですか。

(説明者)

現場をやるというのはどういう意味か。

(A委員)

例えば、私の感覚では、秋冬と言えば植物が枯れるイメージなのですけれども、そうすると現場は何もやることはないのではないかと思います。単純な考えで申し訳ないですが。

(説明者)

維持管理、特に木の維持管理を扱う業務については、基本的に公社に委託しているため、そういった意味での実務というのは、現在、行政側では行っていない。職員は直接関係していない。

(A委員)

そうすると、委託先でも冬場は稼働がないということで良いですね。

(説明者)

委託先に関しては、当然同じように来年度の準備等々ございますので、細かな業務、いわゆる夏場に実働で手を加えることのための基本的な準備というものは冬場にしている。

(A委員)

下準備ですね。わかりました。

(説明者)

申し訳ない、ちょっと追加なんです。実務的に、いわゆる直接木をどうこうするとか草刈りをするとか、そういったような業務については公社自体も業者発注を中心に行っているため、そういった意味で誤解のないようにお願いしたい。

(A委員)

ただ、現場についている方々が公社から指示を受けることもあると思うのですが。そういうシステムですよね。当然、冬期間は稼働率が下がると思うのですが。どうでしょうか。

(説明者)

これに関しては、指定管理者制度という形で、基本的にはお任せといたしますか、そういう形で行っている。

(A委員)

そうですね、お任せですね。

(説明者)

お任せというか・・・。

(A委員)

お任せでしたら、指示する方はますますやることがないと思うのですが、いかがですか。

(説明者)

冬場も夏場も基本的には同じように預けてある業務になるので、総体の管理だけという形になる。

(A委員)

総体管理。そうすると、緑化推進課が発起したと、これは何年でしたか。

(説明者)

平成3年。

(A委員)

平成3年。平成3年から今まで同じ事を繰り返してきているようなんですが、緑のもの、植樹はそんなに極端に急成長したりするわけではないと思うので、やることは一定だと思うんですね。どうですか。年間通してやることが一定という感じがするんですが。

(説明者)

市職員の年間の業務は、基本的にはそれほど変わらない。ただ、経年的に、10年前と今とで業務量が増えているということに関して言うと、職員数も減っておりますし、あるいは公園業務が増えているということ、それから色々な社会状況の変化の中で、対応することが増えているということがあ

(A委員)

わかりました。先程のOBの話はどうですか。

(説明者)

先ほどお話しにあった14人の中に理事が2名いる。公社の理事長と事務局長の2名が理事長と常務理事として位置付けられている。

(A委員)

公社に2名ですね。あと、各種団体というか、下請け団体はどうですか。このOBが各種下請け団体の上層部に位置するということは書いていますよね。ということは、まず市役所を退職して、1回こちらの退職金をいただいて、公社の中の各組織の上層部の方々はそのまま張り付いて、更に退職して立ち去る際に退職金をいただく。これはまさに天下り先ですよ。どうでしょうか。

(説明者)

平成22年度につきましては、退職金の支払いはない。公社の職員として14名、市のOBが就職しているのだが、10名については公社の社員ということで一定期間で退職する。ただ、今申し上げた2名に関しては、理事職員としての退職金制度はない。

(A委員)

2名については退職金制度がない。わかりました。

(説明者)

先ほど、14名の市の職員がいると説明したが、退職金が出るのは公社職員のみであるため、理事

も含め14名の退職金は出ない。公社での退職金の支払いはないということになる。

(A委員)

公社での退職金の支払いはないが、下の団体からは独自に退職金が支払われているという格好ですよ。

(説明者)

下の団体というのは、どういう意味か。

(A委員)

例えば、指定管理者の部分だとか色々ありますよね、下の団体が。公社に今頼んでいますよね。そういう組織、外部の組織です。サポートする他の組織です。

(事務局)

質問が委託料に固執したものになっている。再委託の関係で補助金に導くものがあるのであれば、続けても構わないが。

(A委員)

後々関係するので。

(事務局)

再委託の状況を、ということになると、この補助金とは事業的には関係のないものになってくるものと思いますが。

(A委員)

まとめると、公社の方には退職金がないということですね。わかりました。

(D委員)

調書の必要性のところですか。「公社運営のための必要な経費で、公益性と継続性が求められるものの、その財源の捻出が困難であることから」だから補助金を出す、ということなのですが。平成22年度の公社の収支計算を見ますと、公社に関して公益事業、収益事業合わせて何十億もの収入があります。平成22年度に限っていえば、法人税等の計上が150万円もある。簡単に言えば、それだけ儲かっていると思いますけれども。そういう経営内容の公社であっても、毎年補助金は計上するのか。

また、補助金の内容の中に、相談員2名の人件費ということで、先ほど説明を受けましたが、住宅に関する啓発・斡旋となっていますが、この2名というのは外部の人ですか、市の人ですか。もしこういう業務をやっているのであれば、この2名は、わかりませんが、宅建業務の資格を持っているのかどうか、それでないとかいう業務は出来ませんよね。公社に定款ありましたか。定款の中に不動産取引の業務はありましたか。ということ。

最後に、街づくりの方で30万円。緑化の方で300万円の負担金がありますよね。毎年定額で。この中身は何ですか。以上について教えて下さい。

(説明者)

すみません。最後の質問をもう一度お願いします。

(D委員)

負担金、街づくりの方で30万円、推進課の方で300万円出ていますね、開催負担金他と書いている。この中身。

(説明者)

はこだて花と緑のフェスティバルは、毎年5月末にシーポートプラザで行っているイベントで、各種事業団体、組合等で実行委員会をつくり行っている。このイベントに対する公社の参加負担金ということで、支出している。

(D委員)

毎年定額ですか。向こうから指示のある金額を出しているのか。

(説明者)

これは市が出しているお金ではなく、公社が出しているお金である。

(D委員)

補助金から出しているというわけではないということか。(街づくりの方の)30万円についても。

(説明者)

マンションの管理相談30万円の負担金については、NPOなどが行っている事業に対して、公社側からそちらの方に支出している負担金であると聞いている。公社の収支の中での補助金額は、この調書に記載のとおり、平成22年度では1,283万9千円となっている。

次に、収益の充当についてですが、収益事業そのものの使途がどうなのかということで、法人税も払い、公社は潤っているのではないかとということですが。いわゆる管理費に充当することは出来ないため、先ほども申し上げたが、その支出は、もともと補助として会社の基本的な財務システムや給料支払いシステムなど、公社が運営する基本的な経費などを支払う力がない、補てんする財源がないということから、市から補助金を支出しているものである。

それから、2名の相談員の件について、1名は派遣の引き上げと絡んでくるのだが、現在の理事長は相談員ということで、公社の職員、公社で仕事していた方なのですが、その方が相談業務を兼ねた理事長ということで常勤化したという経緯がある。その方は市のOBだが、理事長職をやりながら相談業務も行うことは大変だということもあり、相談員はもう1名いる。現在、相談員は2名体制になっているが、もう1名の方は市のOBではない。他に、宅建の資格についてお話がありましたが、それについては不要だということで、特に定めはない。以上です。

(B委員)

最初に、都市建関係なのですが、この調書の平成22年の収支決算書の中で、公社に対する補助金が1,283万9千円と書いてあります。その他の収入を合わせて、これは補助対象事業についての収入というふうに考えておりますが、1,682万7千円の総収入で、支出もぴったり1,682万7千円になっている点について伺いたい。

次に、管理費の人件費ですが、理事長人件費という支出項目がある。補助金の支出対象は要綱などで定められていると思うのですが、こういうふうに個々の支出目的についてきちんと列挙されている

のでしょうか。その中に例えば、理事長人件費は補助金で賄う、ということが明記されているのか教えていただきたい。

次に、非常に不思議なことに、支出のその他管理費が、予算447万9千円に対し、決算額700万6,352円ということで、予算に対して決算が252万円超過した形になっています。これは超過したのではなくて、決算額の総額に合わせて、補助金等を含めた収入の総額に合わせて他の項目をずっと引いていった結果700万円余ったから、公社の管理費の中で、公社自体の全体の諸管理費、光熱費その他から700万円を補助金対象となるこの項目に入れたというだけのように見えますが。その辺について教えてください。

(説明者)

基本的に、理事長人件費など、調査、啓発、相談事業ということで支出している。これに対して、公社側の収入として、基本財産運用収入や自主事業収入、特定資産取崩収入、これは予算には計上しているが、決算は計上していない。さらに繰入金の収入に加えて函館市からの補助金を受け、収支バランスを保っている。基本的な考え方としては、先ほども申し上げたとおり、公社側での調査、相談事業あるいは理事長人件費のほか運営に必要な管理費といった支出に対しての補助を行っている。その他管理費について、予算に比べて決算の支出が超過しているのではないかという指摘について、説明させていただきたいのだが、収入の部で、諸収入、遊具事故損害賠償金戻入と記載がある。実は、公園の管理をしている中で事故があり、被害を受けた方に公社の方から治療費等を支出したという経緯があった。支出のその他管理費の内訳欄に遊具事故関係費と記載しており、これが収入の187万2,303円と収入支出同額になる。一旦公社から支出したものを、後に函館市の方で保障するという手続きになるため、こういうものが平成22年度の決算の中に含まれていることから、予算に対して決算が増加した原因のひとつであると思う。

(B委員)

私の質問に全部お答えいただけていない。申し上げたかった一番大きなことは、この支出の部についての個々の費目は、要綱その他で規定されているのですか、ということです。

(説明者)

補助金の支出そのものには、市の出す対象経費なりの捉え方というものがある。ただ、要綱で置いたものの経費に（補助金を）出すということではなく、調書の方でも説明したとおり、公益性あるいは公社の設立主旨の経過等を考慮するとともに、公社が一方で収益事業を抱えている中で、この経費に関しては財源が捻出できないと、そういった中での支援ということになる。

(B委員)

都市建設部は補助金を出す側です。補助金を出す側は支出の内容について、これらの項目について出している、あるいは一定の継続性、個々の事業の目的等についてきちんとした理解、確信を持っておられないと、この補助金事業が成り立たない。今おっしゃったように、それらをきちんと書面として持っていないのですか、ということをお伺いしたのですけれども、ないということですね。当事者同士で馴れ合いでやっていることを表している。要綱はないのですね。

(説明者)

補助金に対する交付要綱というものがある。

(B委員)

条例もない、要綱もない、何もない、それで1, 200万円を支出しているのですか。

(説明者)

ですから、市補助金等交付規則の手続きに則り、市が予算化をして支出しております。

(B委員)

市が、市が、とおっしゃいましたが、都市建設部が、都市建設部の判断で、あるいは公社との話し合いで決めている、そう言ってらっしゃるということですよ。しかもそれは来年変わると。

(説明者)

そうですね。つまり・・・。

(B委員)

継続的にこういう事業をしていくことについてです。都市建設部としては公社に対して1, 283万9千円の補助をしている。これによって何をしているかということ市として、あるいは公社として、この事業が必要なことであるということについて、誰のチェックも受けていないということですか。議会の審議も必要ないと。

(説明者)

私の説明が悪ければ改めさせていただきますが、まず、公社自身が住宅相談やマンション管理セミナーなど、そういった行政の一翼を担って仕事をされている。それに対して、行政を補完しているという中で、公社の事業計画、例えば補助金申請に基づいて、その中身をもう一度審査している。これで補助を受けるよう要請をしたり、補助金の予算を計上するのも、最初なのだが、そういった中での執行である。

(B委員)

ですから、順番が逆ですよ。補助金の予算は予め決まっている。中身については後で審査、そういう意味ですね。

(説明者)

いいえ。そうではない。

(B委員)

つまり、これは定額化している、そういう意味ですね。何らかの事業を公社としてする場合、それに対して何%補助するのが良いのか。これとこれは適正であるといった、補助金の対象として適正かどうかの判断が必要である。どのくらい市として補助していくかの判断が必要。そうすると当然、各年度によって公社として何らかの事業をしたいと、いわば計画があり、それに対して市が補助金を決めるという関係になると思う。ですが、補助金の支出の仕方については、そういう査定が行われていないように見える。リスクも何も、どこにもない。要は、言われたら全部出しますというふうになって、先ほど、基本財産運用収入等々もございますという話ですから。予算だけ見ても、1, 457万

円の予算に対して1, 283万円の補助が出ている。90数%は補助ですよ。事実上、市がなくてもやっているということですよ。それについて、一体誰の責任でやっているのか。公社の自主的な判断でやっているのか、都市建設部としてお願いしてやっているのか、それも曖昧だということですよ。どちらにイニシアティブがあるのですか。

(説明者)

私どもからすると、公社そのもののこういった事業に取り組んでいる、そこには行政の補完という評価をした中での支出なんです。一方、公社の収益部分と別な区分での会計の中で、支出に際しての公社が自分達で用意できる収入金というのはごくわずかということで、結果的に、この支出に対する残りの補てんを市が補助金として出している。そういった中に、先ほどご指摘があったように、理事長の人件費や公社の事務所費のほか、管理的経費が含まれている。公社が自分たちで用意できる収入金というのはわずかなので、例えば、公社と折半するなど、補助金を出す対象と補助率、あるいは全部市が持つといった定めたものがないのが現状である。そのため、ほぼ市が丸抱えで補助金を出すのではないかとわれれば、ご指摘のとおりなんです。公社として経費に充てられる収入というのがごくわずかだということが現状で、それに対して市が支援しているということである。

(E委員)

重ねて聞きたいのですが、財源が捻出出来ない部分について、収支決算書に載っている理事長人件費というのは、この財団の理事長ですか。

(説明者)

そうである。

(E委員)

財団のトップというのは最終決定者で、その人がいなければ組織はまわらない。いかなる組織も会社もだと思んですが、その人の人件費が捻出出来ないんですか。

(説明者)

公社自身の業務とすれば、市営住宅や公園の管理をしているところはある。それは市から指定管理や委託を受けて仕事をするといったお金はもらっているのだが、その経費というのは、その業務に対しての経費であるため、いわゆる業務の基本的な共通経費などに補てんする財源は持っていない。

(E委員)

ただ財団というのは、市ではない主体的な事業団体でありますよね。だとすると、民間と同じように指定管理でもらえるお金から理事長の人件費が出ないんです、ではなくて、まさにその理事長、理事長というのは必須な存在でしょうから、その人件費を賄えるくらい自主事業を独自でやられて収益を得られて、そして組織としての艇を出すということが必須ではないのかと思うんですよ。指定管理のお金の中に、理事長の人件費も入っていないのでそこを補助します、というのが私は安易だと思いますし、私個人の経験で言えば、今まで小さい場所でやっていて、市が国から新しい新規事業の研究開発費の助成金をいただいたことがありますけれども、民間企業でもそういった新規事業とか研究開発費というのは、経営者の人件費は対象外ですよ。本当にその新しいものを満たす為であれば、そ

れがまた社会的成果を果たしていることで公益性が出てくるのかな、と思うのですけれども。団体の一番トップである理事長の人件費が、指定管理のお金から出せないのです、こちらで補てんするというのは、これは100%の補助ということですよ。

(説明者)

収入支出の内容をご覧いただければ分かると思うのですが、

(E委員)

どちらが多いとかそういうことですね。民間の感覚から言うとすごいことだな、という感じがします。もう一つ伺いたいのですが、同じ支出のところ、住宅相談、住宅リフォームサポートフェアの実施に450万円くらい予算がついていますが、住宅メーカーですとか、リフォームの会社でも、かなり函館市内にあり、独自で色々なセミナーなどを開催されているケースがあると思うんですね。これは、民間でもやっている事業ではないかと思うのですが、あえて公社にやっていただく、公益上、必要がある場合に補助金を出しているのだと思うのですが、民間と住宅会社、リフォーム会社がこの事業をやっているケースとの違いというか、その公益性に対する説明というものを伺いたいのですが。

(説明者)

先ほども説明したのですが、公社の設立目的で掲げている「住民の住生活環境の向上の為に必要な事業」そういった位置付け、あるいは住民福祉の向上の為にということで、公社がやるべき目的ということで定めがある事業で、それから公社ではこういう取り組みをやっているということである。実際、民間でも同様だという話でしたから、そこはそこなんです、公社が設立され、そういう目的をもって仕事をするという中での取り組みということなので、民間との比較ということになると、お話のとおり、確かにそういうこともあるのかもしれない。

明るくない話で大変恐縮です。

(E委員)

450万円の税金を出しているのに、明るくないと言ってしまっても良いのですか。

(説明者)

公社が設置目的の取り組みのために必要な事業、ということ。

(B委員)

抽象的に言われてもわかるわけない。

(E委員)

設置目的というのは、昭和63年に公社が設立されたときの設置目的を言っているのですか。

(説明者)

そうです。

(E委員)

それからかなり年数が経っていますし、今の答弁ですと、私としては首をかしげる部分がかかなり多いのですけれども、なにか追加で何かあれば、なければそれで良いです。

(C委員)

私はこの補助金のことを単品でこれだあれだと言うふうな段階にきていないような気がしています。住宅都市施設公社そのものが、昭和63年度からやっているわけですから、本来、函館市もこの団体の自主性をどこまで持たせるかについて、本来、検討していなければならない時期が来ていますよね。その検討をされたことがあるのかお聞かせください。

(説明者)

今、公社は法人改革の一環で、平成25年に公益法人あるいは一般財団法人になるということで、それに向けての事務を進めている。そのため、この話も含めて、私たちも、もう一度立ち返るポイントだと捉えている。

(C委員)

これは私の意見ではあるのですが、今お聞かせ願ったような状況というのは、ある程度ポイントをどこかで掴んでいくだろうな、という感覚では受けさせていただきました。補助金が2つなのでですけども、これをセットで考えて、どこかで省けないかというようなことは出来ないのかと。それぞれで実施しているから、このままで実施していくしかない、という説明では、納得出来るような状況ではないということを皆さん感じていると思うんですね。そのため、そこでひねらなければならないのはアイデアなので、そうするとまず一本化して、それをどういう形に分散するのかは、市と公社の話し合いになってくるのかと思いますが、そういうことを一度やっていただいて、抜本的に変化させていく、より良い効果を出すという方向で頑張っていただけないのかなと思いました。

(B委員)

土木部の収支決算について質問させていただきます。調書に添付されている収支決算額の中に、緑の羽根募金収入というものがある。自主事業収入の中に1,450万円として決算の中に入っているので、別の資料になると、緑の羽根募金の収入が190万6千円になる。一方で、緑化普及事業の予算支出項目ですね。緑化普及事業の372万円、これは支出となっている。190万円とするのは募金総額です。緑の羽根募金の募金総額、募金の収入総額が190万6千円に対して、これだけ見ると、コストが370万円もかかっていると見えるのですが、それについてご確認いただきたい。

次に、企業花壇普及事業。これも支出として260万円と書いてありますが、これは実際、収益事業というか、企業花壇ですから、企業がスポンサーになっているということですね。それらの収入をこの表の中にはないのですけれども、そういう意味でのバランスが取れているのか。

次に、さらに上の欄なのですが、花と緑の相談事業とあります。368万3千円の決算になります。これは先ほどの住宅リフォーム事業と同じ様に、自分の家の庭にどんな花とか木を植えたらいいのか相談を受ける、園芸相談ですよね。これを公社が補助金を受けてやる必要が一体あるのだろうか、ということです。これも、来場者の数字がどこか別のところに書いてあるのですが114人とあります。368万円で114人ですから、一人当たり3万2千円ほどという計算になってしまう。そんなにお金をかけている。これも先ほど住宅リフォームと同様に、園芸業者は函館市の中にたくさんいるわけですよ。そういうものを喜んで受けてくれるのではなかろうか。なぜ公社がこれだけのお金

をかけてやる必要があるのか、ということについて教えてください。

(説明者)

今、数字を確認します。最初の緑の羽根募金、これについては、総額に対して一定の比率で国の中央団体からお金が戻ってくるため、それが収入として入っている。

(B委員)

決算書の中に緑化普及事業というのがあって、平成22年募金190万5千円というのがある。この数字は・・・。

(説明者)

募金額が190万円で、戻ってきた額が120万円。全国で募金を集め集計し、募金額に応じて市町村の団体に戻ってくる額が120万円となっている。それに対して約370万円の経費をかけているのか、という質問でした。私共の認識としては、緑の啓発という意味、緑の大事さということを啓発するという意味で大事な事業であると考えている。差し引きの損得ではなくて、全国規模で行っている啓発活動なので、これに対しての植樹の協力であると認識している。

それから、企業花壇については、事業費が270万円で、協賛の費用が220万円ほど。展開しているのは西部地区の二十間坂と明治館の周りになるのですが、いわゆる観光事業、観光客等へのウェルカムも含めての事業ということで、実際50万円程度でこの事業は出来ていることになる。

(B委員)

50万円赤字であるが、必要性があるからやっている、ということですね。

(説明者)

そういうことになる。最後の園芸相談については、現在、例えばインターネットなどを見ると、各種の花々や、木の葉の宣伝広報など、本なども多数売られている。これは、継続的な事業でやっており、近年少しずつ利用者が減っているという事態は確かにある。受付相談の関係なので、人件費としては定額的になっているが、高齢の方だとか、そういった方のご相談が多いことと、それからイベント的に花植えをする場合、例えば町会で一緒に花いっぱい運動をやっていきたいと思いますというふうに、簡単な話ではあるが、費用の整理の仕方や花植えのやり方の説明も合わせて、相談員の方でやってもらっているという実態がある。

(B委員)

花と緑の相談所については114人。場所は公社ですよ。そこまで足を運んで来てもらう114人は、1年間で開いている期間300日くらいですよ、3日に1人おいでになる方の為に、1人常勤の人がいるというふうに見えます。もちろんそれ以外の仕事もしているということであれば、他の事業の人件費にふればいいのかとあって、花と緑の相談事業に多分1人だと思いますが、人件費を割り当てている、それに対して114人の方が相談に来ているけれども、費用対効果があるとは思えないということを申し上げます。

次に、緑化普及事業ですが、戻し入れが120万円という。函館市では住宅施設公社が中心となって372万7千円の人件費や募金活動協力者への記念品などの費用をかけて、実際に募金として収入

したのは190万6千円で、120万円は中央から戻し入れということで補助を受けている。つまりこれは募金、本来はその緑化とか使うお金を一般の市民の方のご協力を得て集め、それを、緑化事業に使うために募金をしたのでしょう。今の話だと、募金をすること自体で緑化啓発しているからいいと、赤字でもいいんだ、というふうに聞こえるわけです。しかも、実質赤字は2百数十万円、それを補助金等から充当した形で緑の羽根募金をやっているという、そういう理解でよろしいですね。

(説明者)

緑の募金活動は公社だけではなく、学生の方々などにお手伝いいただきながら、緑の啓発について、全国的に同時期に実施するイベントとして行われてる。そのことの大事さ、ということを実施する主体として公社が中心となって動いていただいているということを示したかった。そのことについての函館の取りまとめの機関であると、ご理解いただきたい。市内で取りまとめることをしないと、緑の普及活動に関して無関心であるということになりかねないため、私どもとしては、この事業は損得差し引いて話をする業務ではない、ということを示したかった。

また、募金の努力が足りないのではないか、というご指摘については、その通りかもしれない。

(A委員)

平成23年度の決算書の67ページ、財産目録を見ていただきたいのですが、この中で、資産の部、未収金が6,560万円ほどあります。これは、賃貸か何かの管理の未収金ということですか。ほぼ家賃だと思います。

固定資産の特定資産に、投資有価証券、管理者は野村証券函館支店ですが、先ほど財源がないというお話の中で、この投資に手を出しているというか。普通であれば、予備の資金があって始めて投資に向かうと思うのですが、こちらというのは、投資の成果は、いかなるものなのでしょうか。普通であれば財源がないという事業体は、こういうことには(資金を)出し得ないと思うのですが。

(説明者)

まず、未収金の6,561万7,502円について。これは函館市の支払いなのですが、分割して支払っている。3月31日は会計年度の最終日で、当該函館市の支払い分が4月以降となるため、3月31日時点では未収になっているという状況を示している。

(A委員)

4月以降は改善されるということですか。

(説明者)

3月31日で業務が完了し、市の方に請求することになる。それを市が出納整理期間で支払うという仕組みとなっているため、年度末時点では未収金となっている。

(A委員)

出納整理期間ですか、なるほど。流動資産の中に、現金で普通預金、北洋銀行函館中央支店、2億2千万円ほど入っている。これも、出納整理期間に何かの形で移動するような財源ですね。投資の部分はどうか。

(説明者)

投資の部分ですが、これ自体は財源調整積立資産ということで3千2百万円ほど、会社の中に内部留保というか、財源調整のための資金を有している。

(A委員)

財源がないとおっしゃいましたよね。財源あるんじゃないですか。

(説明者)

これは、特定資産の中に自主事業の積み立てや、収益事業の積み立てなどを行っている。

(A委員)

積み立てされているんですよね。財源に余裕があるから積み立てするんですよね。そういうことですよね。その言葉以外何かありますか。

(説明者)

これは、元々収益事業で行っていることではなく・・・。

(A委員)

出納整理期間の為に、預金を2億円持っていて、未収金も6千5百万円あり、特定資産、建物、不動産も所有している。さらに、投資有価証券も保有している。まさに成金事業ですよね。お金の出所は違っていても、現在ここに集まっているのですから。

(説明者)

これはそれぞれ・・・。

(A委員)

所有権を持っている。

(説明者)

事業に補てんするための留保ということで、使い道は瞬間的な話、確かにふけさめはあるが、それぞれ、例えば、赤字になるようなことであれば財源調整は取り崩し対応する、そういった為の措置である。確かに、この時点で見ると、お金もあり、未払いもある。現金も留保しており、未収もあるということだが。

(A委員)

一般会計等、平成19年度の包括外部監査の内容を見たところ、連結で100億円くらい赤字になっていたんですね。こういうことのやりくりが全部露呈されると、一般会計では想像もつかないくらい財政赤字が出てくると思うんですね。その辺についてはどうですか。危惧されていますか。

(説明者)

会社の経営に限った中では、会社を支援しようとする体制にはなっていない。

(A委員)

今、補助金を捻出するバランスの一つの理由付けを確認しました。これは、行政改革課で財政再建推進会議を開き、この中で一般会計の中期的な見通しを出しているんですよ。これはご存じでしょうか。

(説明者)

承知している。

(A委員)

来年、累積で80億円超えているんですね。そうすると、国の方が80億円超えた段階で財政再生団体の肩たたきにあうという財務担当のお話だったのですが、これは来年なんですよ。今年度についてはどのような考えですか。自分達の経営等について。

(説明者)

現行ベースで、今の状態で一定の推移をした中での試算であると私は受け止めているが。

(A委員)

来年なので。1年で全て改善されるとは考えられないですよ。そういう危惧があるということで、ご認識いただければと思います。よろしくをお願いします。

(F委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う、「事業の廃止」が2票、「事業を廃止のうえ制度を再構築」が2票、「改善を図る」が2票であったため、判定結果は『廃止（制度の再構築を含む）』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

### ■ 1-5-3 街路灯電灯料補助金についての説明

---

・資料に基づき、市民部市民課より説明。

---

### ■ 1-5-3 街路灯電灯料補助金についての質疑

---

(D委員)

電気料金を補助しようとした経緯は。

(説明者)

この補助金は、昭和38年度から行っているもので、当時の補助率は10分の1であった。その後、物価の上昇や街路灯を設置する団体の会費収入の減などから補助率の見直しの要望があり、現在の率10分の8になっている。これまで10回程度見直しを行い、社会情勢等合わせて補助率を上げてきたものである。

(D委員)

全額負担ということも念頭にあるんですね。

(説明者)

そういう声も確かにあるのですが。

(D委員)

そういうことを踏まえて。街路灯というのは、暗くなると自動的に点灯するものか。

(説明者)

そうですね。

(D委員)

そうですか。申請し条件があってれば、無条件で認めるというだけではなく、実地調査を行い補助するということですか。

(説明者)

要綱に規定がある。先ほども言いましたが対象となるのは道路である。自分の敷地内等は対象にならないが、道路照明で防犯的な目的から町会など1つの団体が設置したものに対して補助している。

(D委員)

街路灯を設置した後に、実際にその場所に必要かどうかという実地調査はしていますか。例えば、都心商店街振興組合、大門ですね。大門は人が誰もいないんだけど。夜10時になると真っ暗になるんだけど電気がついている。無駄だと思いませんか。そういう実地調査はしていないのか。

(説明者)

していない。

(D委員)

申請して、設置されたらそれまでか。

(説明者)

当然、申請している団体の方で必要だと判断し設置しているものだという認識なので、それに対して補助している。

(D委員)

本当に必要かどうかわからないけれども申請され、条件が合致して設置されたら、補助金は払うということですね。

(説明者)

商店街などであれば、防犯というよりも商店街の賑わいなど、そういう部分で設置することもある。

(D委員)

町内会で電灯代をとっているんでしょう。2回くらい。それはどのように反映されているのか。全く反映されていないのか。

(説明者)

各会員から徴収している料金については、それぞれの町会の考え方で、徴収している町会もあれば、実際は町会費の中にそれが含まれているのか、明確になっていない町会もある。

(D委員)

例えば、町会の方から電灯を設置してほしいと要望があり、条件が合っているので設置する。その後、補助金で電気代を補助される。町会が会員から電気代を集めているのかどうかは全く無視。それ

なら町会で補助の申請をした方が良くと思ってしまう。

(説明者)

町会というか、みなさんの意見を聞いて設置している。

(D委員)

町会は、個々の会員から電灯代を徴収しないのか。

(説明者)

会費と同じように徴収しているということか。

(D委員)

そういうのは加味しないのか。電気代の補助の中身は。

(説明者)

加味しないというのは、町会が街路灯を所有している場合は、町会の方で電灯代の全額を払う。そのうちの8割が市の補助で、残りを町会で負担することになる。残りの2割分の中に会員負担分が入っているということ。当然、街灯代を集めようとするはず。

(D委員)

何か調べているのか。

(説明者)

町会の運営の仕方なので。

(D委員)

調べた方が良くのではないか。

(A委員)

住民票がそこで発生すれば、その権利を得られるんだよね。例えば、何町の何番何号で住民票をとって函館の人間となった時に、一戸に対して一灯与えられるんだよね。私はそう認識しているのですけれども。

(説明者)

それは特にない。

(A委員)

そうですか。

(説明者)

それは町会の考えによる。もし、そのようにする必要があれば会員の要望等を聞いて、ということになる。

(A委員)

そうですか。

(C委員)

街路灯についてですけれども、今回は調書に電灯料金の数しか出ていないのですが、本当は、器具の設置とセットで行うべきだと思っている。これも、仕分けの穴のあるところなのかな、と思っています。

先ほどから町会の運営の中に、町会ですとか別の団体の商店街なんかがありますけれども、その団体によって、街路灯であったり、色々な目的がある、ということで、防犯の為だとか、交通安全の為というようなことの目的は変わらないかと思えます。しかし、これは市民の安全と安心を守るために非常に重要であるということと、函館は特に光の観光都市でもありますので、非常に重要になってくるのではないかというふうに思えます。そうであれば、先ほど検討はないかと言われている全額補助ということについて、検討されるのも一つの方法ではないかと思えます。また、今回仕分けに上がってはいないのですけれども、こういうものの管理・運営を合理的にする、函館市が合理的に灯りについての管理をするということは、本来、町会ですとかそういうところにお任せできるような段階にきていないのではないかと、ということですね。なぜならば、ということなのですが、まず町会を見ると高齢者が多い。役員のほとんどは50代以上の方だと思うんです。そういう方々が経費を節減するために、日中電灯の取り替えをしたりとか、そういうような危険を冒しながらやっているということが現状だというふうに伺っています。ですので、やはりこういう管理を、本来であれば函館市がそろそろやっていくべきではないかと、私は考えていますが、受益者負担の問題も出てくると思えます。当然、何らかの負担の取り方があるのではないかと思えます。その方が、全体的に公正で公平な灯りを享受できるのではないかというふうに私は考えているのですけれども、全体で考えると、各町会が維持管理していることが決して合理的なのかといたらそうではないですね。なぜなら、町会の加入率が63%となっている。そこまで落ちているということは、当然、お金を払わないで電灯の享受をされている方が多いということです。40%の方は。というような具合になってくると、果たして公正なのか、というふうに考えますね。そういう検討も含めて、今回は電灯料金の補助金についての議論ではありますが、そういった問題に光をあてるべきではないか、と考えております。

(B委員)

いただいた資料の中に、支払っている相手先の団体のリストがあります。全部で227町会あるのですが、先ほどから町会、町会と出ているのですが、よくよく見ると、町会がたくさんある、しかも電灯の為だけに作ったと思われるような名前の団体もあります。〇〇点灯会とか。それから、1基しか電灯をもっていない方もいます。ほとんど個人である。それから、商店会、例を挙げると大門仲通り会や大門浅草会、大門一番会といった所がある。これは、ある通りの商店街とか飲食店街などが集まってやっていると。こういう団体が、それぞれここに街灯が必要だということで補助金がついている。町内会というのは公益性とか社会性がある、という感じがする。町内会は町内会費を集めているし、色々な活動をしている、その周辺に対する一定の代表団体という言い方になるだろうと。ここにはそういう所でないものがたくさん入っている。この電灯料の補助金を申請するにあたっての団体の資格というのはどうなのでしょう。

(説明者)

団体の資格に限定はない。該当となるものは道路照明だが、例えば、交差点や横断歩道の近くなどは、防犯上という前に道路照明的なものを設置しなければならないので対象外。それ以外の部分で設置する場合は、対象になることとしている。団体の性格的なものについては、個人も対象になるので、そういう規定は特に設けていない。

(B委員)

先ほど、D委員のご指摘にもあったように、街路灯が必要なのかということについてのコンセンサスというのか、基準などというものは、特別にはないということですか。そこに住んでいる人が、街路灯を立てようとした場合、そちらは立てる側の判断に全部委ねているということですね。

(説明者)

そのとおり。

(B委員)

もう一点ですが、280団体からそれぞれ申請があり、その申請に対して補助金80%支払う。それとは別に、それぞれの団体において電気料を北電に支払っている。この間の事務コストは大変な額になると思う。一括して市が北電に支払えば振込1回で済むわけですよ。そういう方法をなぜ取らないのか。この申請書類の様式まで見ておりませんが、申請書があって、それに対してチェックをして支払う。二百何十組に対して同様に支払うと言うことだが、銀行への支払手数料すら結構な金額になると思う。手続きの簡素化ということについて、何か検討されているのか。

(説明者)

街路灯は、今、話にもありましたが団体の所有物である。所有している方が電気料を支払うのが原則であり、市が所有していないものの電気料を支払うというのは難しいというか、考えられないと思う。そのため、現在は、町会の方も高齢化してきていることから、手続きが繁雑だという部分もあるため、個々に北電に電気料を払い、支払った領収書と請求の内訳書を付けて、年2回で申請していただいている。毎月だと大変という声もあるため、このようにしている。

今、ご指摘にあったように、現在の方法では、交付手続きに手間がかかっているため、北電と協議してからの話だが、電灯料の積算データを一括して市がデータで受け取り（勝手に受け取ることはできないので、該当する方から委任状をもらうことになるが）、市の方である程度、申請書の方も作って、町会の方に手間がかからないような形で行うような方法の検討を進めている。そうすると、請求の積算の内訳書を各町会からの提出が不要となるため、そういった検討をしている。

(D委員)

最後に。公務員宿舎の電灯代は何で補助しているのか。

(説明者)

公務員宿舎の敷地内などの照明については宿舎で管理しているが、防犯上の街路灯については対象となる。

(D委員)

何で貧乏な市が国の補助しなければならないのか。何でも申請があれば認めているのか。

(F委員)

設置に対する補助は用意されているという話だったのですが、今すでに設置しているものをLEDを含めた省電力タイプのものに交換をすることに対しての斡旋補助をしていますか。

(説明者)

設置にも補助している。取り替えについても同じである。

(F委員)

同じなのですか。

(説明者)

基準額を設定しており、設置についても8割補助になる。ただし、基準額というものがあり、その額の8割が上限額となる。

(F委員)

瞬間的には補助が多くなってしまいかもかもしれないが、長い目で見たときに、維持の問題であったり、電気料が安くなったり、そういうことで削減をする、そういったことが大事だと思う。

(D委員)

LEDを付けておけばよいのでは。

(説明者)

既に設置している所もある。

(D委員)

電気料は安いのか。

(説明者)

設置費は高いが、電気料が安いので、長い目でみれば削減効果はある。

(F委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

#### 【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う、「事業を廃止のうえ制度を再構築」が2票、「改善を図る」が3票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

---

### ■ 1-5-4 函館市町会連合会補助金についての説明

---

・資料に基づき、市民部市民課より説明。

---

### ■ 1-5-4 函館市町会連合会補助金についての質疑

---

(D委員)

平成22年度一般会計収支決算書に渉外費45万円とある。連合会の弔慰規定によれば役員、顧問、町会長、これは何人いるんですか。

(説明者)

一人ずつですか。役員，顧問ですか。

(D委員)

役員，顧問，町会長が死んだ場合は1万円。1ヶ月以上入院したときには見舞金5千円とある。3人しかいないのに。

(説明者)

3人ではないですね。

(D委員)

多数いるのか。

(説明者)

役員，顧問で約50名。

(D委員)

連合会の町会長，全部で何人いるのか。

(説明者)

187町会ある。それだけ役員の方もいると思う。その方々が対象となる。

(D委員)

なるほど。それで，弔慰規定というのは慶弔の慶の時はないのか。ご祝儀などか。

(説明者)

規定ではそうなっている。

(D委員)

中身は何ですか。ご祝儀の。まさかこの歳になって結婚した人がいるのか。

(説明者)

いない。

(D委員)

各地区に対する活動費ありますよね。これは地区から請求書が上がってきて，そのままチェックせず，そのままストレートで払っているのか。内容を全部チェックするのか。

(説明者)

請求書に基づく形ではなく，算定方法に基づいて算出している。地区は，西部，中央等，5地区ある。

(D委員)

これは人数割りなのか。

(説明者)

基本的にはそういう形になる。町会数ですね。

(D委員)

町会に支払った後は，好きなようにどうぞということなんですよ。

(説明者)

協議会に任せている。

(D委員)

わかりました。

(B委員)

調書の中では、それぞれの補助金の算定にあたっては、各年度に連合会から申請を受け、補助金が交付されているが、実際の数字を追っかけて見ると、平成18年から22年度は、毎年1,062万9千円の定額補助になっています。平成23年は1060万円と2万9千円の減額となっているのですが、外部監査報告書で出された数字によると、平成19年度の補助金が1,312万9千円となっていて、この数字と異なります。この差が何であるか。

それから総事業費、町会連合の総事業費は、平成18年1,900万円、平成19年2,200万円ですね。少くも変動はある。総事業費の方に変動はあるが、補助金が定額であるということの理由を教えてください。

(説明者)

先に、事業費の説明をさせていただきたい。平成19年度で約340万円、前年度と比較して増加している。町会連合会は、長年港祭りに参加しているが、浴衣と帯が揃っていない状況なので、みなさんに参加していただいている経過もあり、浴衣のセット200着を購入した。それが約300万円。その分が増えている。補助金額が変わっていないのは、浴衣の購入に対して、国の自治総合センターが宝くじの広報事業で行っているコミュニティー助成金というものがあり、他にも町会で活用できるものがあるが、浴衣の購入300万円のうち250万円が当該助成金である。

(B委員)

外部監査報告書で出ている1,310万9千円という平成19年度の補助金額ですね。これと、今回出された回答一覧の中にある⑤番ですね、平成18年から22年度まで1,060万9千円で横ばいである。数字の違いは、その差であるということですか。外部監査報告書の数字には250万円が入っているのですね。

(B委員)

補助金額としては、回答の中の平成18年から22年度の1,060万9千円で変わらないというのは間違いで、実は平成19年だけは金額が大きくなっているということですね。原資がどうかは別として、そっちの補助金としては拠出したと、そういうことですね。わかりました。

それで先ほど言ったのは、要するに、運営費自体はそれなりに動いているのですけれども、補助金額を算定するにあたって、毎年、町会連合会が出してくる事業計画があると思うのですが、そういうものを見て積算をしていくのではないのですか。そういうことをせずに一定金額で出していることになっているのですか。

(説明者)

平成20年度の包括外部監査の指摘で、同額で出し続けているという指摘がありました。過去には

そういうこともあったが、それを機に見直しの検討をしてきている。その後、検討していくと、町会の加入率が下がっており、非常に厳しい状況になっている。そのため、加入率を上げようということで、町連の方で検討会議を平成21年に立ち上げた。その分の経費として、会議に関わる経費や報告書作成のほか、各町会に会員の加入促進ハンドブックを作成し配布するなど、そういう事業を行ったため事業費が膨らんだが、市の財政状況が厳しいということで、その部分は補助金額を膨らませないで実施したという経過がある。そのため、平成23年度中に内容をさらに精査し、平成24年度予算で30万円くらいまで落としている。ぎりぎりの予算で実施しているということをご理解願いたい。

(C委員)

町会連合会というのは、自主独立した団体ですね。町会があり、その上に連合会がある。町会そのものにも交付金というものが出ています。さらに、その会費によって755万9千円ですか、会費として集められている。本来であれば、函館市が助成するというのではなく、町会の方々の加入率が下がっているから町会費収入が下がるのは当然の話であって、人口が減ったら、減ったなりの、家の中でも家計費のやりくりをしなければいけないことではないか、と思うんです。人口が減った、加入率が減った、60数%まで落ちた、しかし、それ以上に色々な経費がかかったから、毎年同じ金額を助成するということに対しては納得いかないですね。60数%まで落ちたのであれば、その中で落ちただけの額で運営すべきだと思います。でなければ、人口が減ることによって、入るお金がどんどん減っていくので、その分として助成金を増やしていくという対応が出来ますか。まず、その答えをいただけますか。

(説明者)

確かに、人口が減少しているのので、今委員のご指摘の点は理解する。ただ、町会の交付金を出しており、各町会から連合会の会員の世帯数で各町会さんの方から会費をいただいております、この世帯数は増えている。人口は減っているが、単身世帯の方が多くなるなどの色々な状況の変化の中で世帯分離する方がおり、実際に人口が減っても世帯数は増加している。そこで、町会費等も一人いくらというようにはなかなか出来ないため、そういう算定にしている。確かに、人口が減ってきているということも考慮しなければならないと思います。

(C委員)

ちょっと、よく分からない答えでしたが。世帯数が減ろうが何しようがということではなく、加入率が低いことが本当の原因だというふう聞こえてくる。例えば、平成22年度の収支決算で見ると、会議費の中で移動市長室に23万6千円というものがかかっている。しかし、今年度からは実施していない。ということは、単純に、ちょっと細かいかもしれませんが、そのくらいはいくな、と。

(説明者)

それは、先ほど言った見直しの中に入っている。

(C委員)

見直しの中に入っているんですね。ということは、何かしらやっていく方法というのはあるのではないかと、町会連合会自体が事務局を設置して、その中で人件費を課していくという方法

も、ないわけではないと思うんですね。函館市の補助金は、人件費にかなり金額かかっていますよね、3人の方が事務局、事務の仕事をなさっていて、現金2百数十万円かかっている。そのくらいのことでやっていらっしゃるのですけれども、町会の方々が本当にボランティア活動で、交通費程度で皆さん動いていらっしゃるので、大変かとは思いますが、だからといって申し上げにくいのですけれども、そんな悠長なことを言われていられるような財政の状況ではないということ、皆さんにお知らせしていただきたいと思います。なので、1回この補助金の額で、いつも通りの補助金を支出するわけには、私たちも心苦しいのですけれども、いかにということだけは十分に説明していただけないかと思います。なるべく、この町会の会費でやっているのであれば、やはり町会の会費ということの捻出をどうするのかということも、町会自身の問題ですから、そこは函館市が考えてお金を出していくというのは逆ではないだろうか、そういうふうを考えます。やはり落ち着いて物を考えて、町会をどう運営していくのか、もしなければ身の丈にあった中での活動というものを考えていかなければいけないと思います。市民がそうしなければ、いくらお金があっても足りるわけがないということ考えた上でやらなければならないのではないか、という意見でした。以上です。

(E委員)

給与費のところでも伺いたかったので重ねて質問をするのですが、常勤の職員の方が3人いらして、うちOBの方が2名ということなんですけれども、これはずっとそういうやり方なんですか。昔から、町会連合会の常任職員に市役所のOBの方が就くのですか。

(説明者)

OBが入っている機関は、その機関によって変わってくるが、必ず市のOBというわけではない。

(E委員)

そうですか。会長さんというのは常勤職員ではないんですか。会長さんというのはどういう方。

(説明者)

会長はこの会の会長です、あと役員さんもいるが、その方達はみんな報酬がない。

(E委員)

会長も報酬がない。

(説明者)

役員もそうである。

(E委員)

町会の方が結構ボランティアでやっているという、実務の部分は常任職員が頑張っていて、なるべくその負担を取るべく、お給料も出ていますし、やっていただきたいと思うのですが、その3分の2を市役所のOBの方が務めているということで、ちょっと推測ですけれども、定年退職されてから入っているとすると何年経っても変わらないわけですよね。

(説明者)

そうですね。

(E委員)

そうすると、また、現場を知らない人が新たに入ってくるというのはちょっと無謀だと思うんですよ。もし、900万円も人件費を支払うのであれば、そのOB人に3年か4年の腰掛けみたいにいられて、また新しい人が来て、それをまたボランティアでやっている町会の人達が教えて、という、普通の民間の感覚で言うと無駄だと思うんですよ。それであれば、精通するようなプロパーの人を育て、900万円も人件費にかけるのであれば、450万円ずつを20代半ばの人を雇って、その人に10年でも20年でも実務に精通してもらい、ボランティアでやっていらっしゃる各町会の方の負担などが減るような、そういう工夫もするべきではないかと思うのですけれども、いかかでしょうか。

(説明者)

職員採用に関しは、連合会、当然、町会の方から声をかけてもらい、(行政に)詳しい方をお願いしているという経緯がある。

(E委員)

詳しい方というのはどこ出身の方がいらっしゃるのですか。市役所に。

(説明者)

そうでなければならぬ、ということはないのですけれども、行政に詳しいといった、そういう部分で、円滑に進めるということがあり、依頼されている。ただ、委員からのご指摘もあるので、それは町会連合会の方とも検討したいと思う。

(E委員)

パイプであれば1人でいいと思うんですよ。だから、この2千万円の総予算の中で、半分が補助金でその(補助金の)半分が人件費、ちょっと問題があるのかなと思います。実務的なことにもパイプがいるんですかね。どうでしょうか。ちょっとよく考えただいて、これは見直すべきことなのではないかと思います。以上です。

(A委員)

連合会補助金の「事業の目的及びその概要」の中に「各住民組織間の相互連絡調整」連絡を調整するわけですよね。「共通する諸問題の研究討議」とあるのですけれども、諸問題という言葉が出ているのですが、今、この事業仕分けの場から諸問題を挙げさせていただくと、私手元にこういうものをプリントアウトして用意してきたのですが、今、部局の方にお伺い致しますけれども、函館市財政再建推進会議、これはご存じでしょうか。これは、先月の18日に素晴らしい見通しを出したんです。どういう意味で素晴らしいかというと、函館の財政が、平成30年まで現況を維持して運営した場合、どのように荒廃していくか、これを数字に出した資料がここにあります。これは、メモとらなくて大丈夫ですか。

(説明者)

大丈夫です。

(A委員)

そうですか。その中で一番原因となるのは、やはり何だと思いましたか。この負担の原因です。

(説明者)

人件費等。

(A委員)

今、要するに、諸問題と捉えるべきだと私は思うんですね。それで今、「市と住民とのパイプ役」という言葉があります。市はそちらですよ。住民はこの町会の最小自治体の構成員です。要するに住民です。ここに、この情報を流しているということは、函館市の職員さん、議員さんの最大の問題ではないかなと思うのですが、どうでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

(説明者)

今の諸問題ですか、こちらで言っているのは、共通する諸問題というのは・・・。

(A委員)

この仕分けの場ですからお話させていただいたのですが、財政課長がこれを渡した時に話されてきました。この数字の中で、財源過不足の累計が80億円に達した時、財政再生団体の肩たたきにあう可能性がある、と。これが来年なんですよ。これが一番直近の最大問題だと思うんですね。今、色々な諸問題を伝えるツールがあると思うのですが、私がここで一番ご提案なのですが、回覧板だと思います。この回覧板を通して、どつぽにはまりそうな問題を、発覚したものを連絡していくことが一番この町会連合会に問われる最大の課題ではないか、そのように思います。いかがでしょうか。問題は大小ありますけれども、最大の問題がここにあるという感じがしますね。クラッシュということがこの後に発生しますので、クラッシュになったら夕張のような、という話になりますよね。

(説明者)

今の諸問題のことで、町会連合会の諸問題というのは・・・。

(A委員)

そういう他人事ではなくて、市としての立場、市民の間を連合会が取り持つわけですから、一つ提案として快諾していただいて、課題に入れていきたいというふうに思います。

(説明者)

了解した。

(F委員)

事務局を独立した組織にするのか、市の組織内に置くのかという話が出ているが、北海道内主要都市を見ると半々くらいで、どちらのほうが良いのかということがわからない。函館がどういう組織で今運営をされていて、今後、この方が良いんだ、というふうに考える根拠というのを教えていただければ。

(説明者)

例えば、事務量が同じで、同じ人数で収入もあるとすれば、行政側、つまり市で行った方が人件費は割り高になると思う。その分のメリットは、独立組織の方が当市でも16年の市町村合併、18年の町連合併したタイミングで色々見直しをかけた時に、1人、町会の仕事の担当者を削減し、アウトソーシング的に町連の方をお願いした結果、職員が1人増えている。その時に人件費の部分で圧縮、

例えば600万円なり800万円かかっていた人件費が、今は200万円から300万円といった嘱託職員並の金額で仕事をしてもらい圧縮できたということもあるので、組織内に置くよりは独立していた方が経費はかからないと思う。トータルで考えると、独立組織の方が経費の面ではメリットがあるものと思う。

(F委員)

わかりました。旭川の総収入は9百数十万円と半分以下の額、要は、そこに函館の2千万円という中にある人件費、その人件費が入っていないのだったら、簡単に言うとそういうことですね。その分がトータル的に見ると、独立組織の方がコストパフォーマンスが良いのではないかと、そういう判断ですか。

(説明者)

そうですね。

(F委員)

わかりました。

(D委員)

余談です。50周年は、どこで何をどういう規模でやるのですか。

(説明者)

まだ未定です。

(D委員)

まだ未定。

(説明者)

当然、実施はいたしますが、詳細については検討中。記念式典はありますが。

(D委員)

昭和46年ならまだ50周年ではないのか。

(説明者)

昭和46年というのは補助金の開始年度で、設立年度はもっと前になる。

(C委員)

町会という身近なのですけれども、町会連合会という、市民から見て、非常に遠い存在だなというふうを感じるんですね。実際に会長さんは会長さんなり、役員さんが動いて、何かをしてくるのだと思うのですけれども、市民のほとんどが、その町会によるかもしれないけれど、私の町会では一切知らされません。何で知るかと言ったら町会の会長さんが出向いて行ったところの活動報告で、町会連合会が行っている、というような認識しかないんですね。なので、町会連合会の皆さんが(加入率が)60数%が落ちたということは、市民がそれだけ組織を望んでいるのかと、逆に考える人も出てくるのではないかと思います。若い人に何人か、この間10人くらいの若い方に聞いてみました。町会があることを知っているか、という答えに、町会を知っている、と答えた人は10人のうち7人でした。それから、町会連合会が知っているか聞いたら、なんだそれ、と。全く知りませんでした。

では何で町会を知っているか聞いたら、お祭りをやっているから知っている。そういう活動の内容でした。ということは逆に言うと、若い人たちへのアプローチとして、冊子を作ったかもしれませんが、私のその冊子はうちの町会には回ってきていないので、うちの町会は回覧板も回ってこないんですよ。なので、ほとんど市の情報というのは分からないということですね。市の方の委託とは言いませんけれども協力してもらっているので、全戸に色々なものが回っている。なので、周知徹底が図られているという部分、函館市の職員の方々から耳にするのですが、その周知徹底が60数%で出来ましたか、ということ、再度考えていただきたい。ですから、町会連合会や町会をもっと活性化させようという気持ちで、市民の方々がもう少し頑張らなければいけないのだが、そのアプローチの仕方をもっと若い視点から、皆さんお若いので、アプローチしてあげて、他市町村の情報だとかそういうものも、もっともっていただいたら加入率が上がるのではないかと思うんですね。是非とも提供してあげて、もっともって良い町会作りをされていくのが良いのではないかと思います。

(D委員)

これ広報誌ですよ。何部刷っているんですか。

(説明者)

1万2千部です。

(D委員)

これ皆さん見たことないと言うから。僕も初めて見ました。社会福祉協議会からも負担金を貰っているんでしょう。

(説明者)

共同事業なので。

(D委員)

配布実績もあるんですよ。

(説明者)

回覧枚数。回覧板の枚数です。その辺は町会連合会の数字で、市で各町会に回覧板を渡すのに持って行った時には、前の回覧板がどっかで山積みになっている、そういう実態もある。そういう回っていないという実態もある。ただ、担い手というか、若い世代の方が少ないというので、(各町会の)運営が大変だということを聞いている。その辺は連携して行っていきたいと思っている。

(D委員)

乱暴な言い方をすれば、これ無駄じゃないの。8ページあるんですけど、中4ページ全部が挨拶。何も意味がない。もっとはっきり言うと、中身がない。中身の濃いものにしたらどうですか。

(説明者)

わかりました。

(D委員)

出来ないのであればやめたほうが良い。

(説明者)

わかりました。

(B委員)

3年前の外部監査で指摘されていることは、D委員も言われたことですが。社会福祉協議会から、90万円の補助が出ている。先ほどと同じ話になるのだけれども、町内会から町連に対しての会費の支払い。町内会に対して、市は直接補助をしているわけですね。今回、補助金に関する事業仕分けの中でも、あちらこちらで話題になるのですが、補助金を出している団体が同じく補助金を出している団体に補助を出すというケース。補助というかシェアすると。それについて、迂回の補助にならないかということが議論される。そういうものが必要であれば、それぞれの事業に対して直接補助すれば良いので、補助金の使い方としては、透明性を欠くという批判がある。これは社会福祉協議会の方からの90万円については(外部監査)報告書に指摘があるのですが。そういう意味での不透明さについて、どうお考えですか。

(説明者)

社会福祉協議会の方については、確かに包括外部監査で指摘があり、その後、調べきれなかった部分もあり、その後、調査したのですが、実際は、社会福祉協議会から町連の方へきている90万円の部分は、市から社会福祉協議会に対しての補助金が入っている部分以外である、自主財源の部分から支出しているものである。そのため迂回にはならないということで、社協や福祉部にも確認しており、明確に計上も分かっている。

また、各町会に町会交付金というものを出しているが・・・。

(B委員)

それは交付金ですか。

(説明者)

交付金です。世帯数に単価を乗じて支出しているが、ほとんどの町会が、この交付金と会員から徴収する会費で財源の半分を占めている。その中で、さらに町会が町連の方に、そういった流れの中に確かに会費がないと無理になるが、それを金額で言うと1世帯あたり50円。そのため、交付金の中から出ているような金額ではない。町会から出ている金額というのは、小さいということもあり、会費だけでも十分出せるという部分と、町連の加入というのは任意で、強制ではない。確かに180という町会のうち、入っていないのは2町会しかないが、強制ではないのでそういうことにはならないと思う。

(B委員)

(うなづく。)

(F委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは、判定結果の発表を行う、「事業を廃止のうえ制度を再構築」が2票、「改善を図る」が

4票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

#### ■ 1-5-5 函館市社会福祉協議会補助金についての説明

・資料に基づき、福祉部社会課より説明。

#### ■ 1-5-5 函館市社会福祉協議会補助金についての質疑

(B委員)

最初に、社会福祉協議会から下さっている調書、いただいた説明書その他、正直言って数字の関係が非常に分かり難い。ざっくりこういうふうに私は理解したのです。それで間違いないか指摘していただきたいのですが。

今、2つの調書に出ている活動実績にある1億3千7百万円、これは補助金対象のものであるというお話がありました。

一方、大きな紙で「社会福祉協議会補助金等の推移」というところに出てくる数字は、一般会計、公益事業、収益事業全部合わせたら1億2千8百万円という数字があるというわけですね。この中に、函館市社会福祉協議会補助金というのが平成22年でいうと1億2千百万円というのがあるわけですが、この補助金が対象としている事業の補助金の範囲が、支出項目の何にあたっているかということが、ほとんど何も記されていないので、ここがまず理解出来ない。それから、追加資料のEと書いている資料、これは差し替えになっているが、この小さな数字でコピーをとっているものです。これを私は精査してきたわけです。ところが最初からおかしいのが、一般会計も公益事業も収益事業も全部合わせて12億8千4百万円が総事業費だという。ところが、支出が8億3千万円で全然合わないの、一体これは何だと思っていたんですよ。それで、今日になって資料が出てきて、一体何でこんなばかばかしい間違いが起こるのですか。こういうことをまず最初に申し上げたい。

この資料は2週間前から配られている。それを今までこんな単純な足し算を間違えたということ、これは公的な資料ではないのですか。まず、そこをきちんと説明してください。なぜこんな間違いが起こるのか。この資料では総事業費12億円。こっちは8億円です。これはなんですか。なんでこんな計算になったんですか、ということです。簡単なことですよ。それを教えて下さい。

(説明者)

申し訳ありません。この資料の中で、一部内訳を補助金と受託金に内訳をつけさせていただいたのですが、そこをダブルカウントしてしまった。

(F委員)

小計を足してしまっているのですね。

(説明者)

そうです。

(D委員)

大きな内訳書が全部そうなんですか。

(説明者)

そうです。そういうことで間違ってしまった。

(B委員)

今回の事業仕分けのために、新たにこういう表を作ったんですか。

(説明者)

そうです。

(B委員)

そういう資料は、本来は作っていないということですか、逆に言えば。補助金に関連するタイトルには、補助金と書いていますけれども、総事業費じゃないのですか。全ての事業ではないのですか。次のページには、また事業活動、色々な言い方が出てくるのだが、こちらの統計数値をきちんと管理していくうえで、社会福祉協議会の総事業費は一体いくらで、それぞれ一般会計の公益事業とか収益事業とかに一体いくらかかっているのかを、規模として8億円なんだな、ということが頭に入っている筈だと。こういう数字が出たら、まずおかしいと思わないといけない。2週間も放置している。我々に何の通知もない。どう足したらこういう数字になるのですか。そういう資料しか皆さんも持っていないのですね。

(説明者)

決算数字については、資料を配布しているが、社協で発行している事業報告、収支決算書などを用いて数字の確認等を行っている。間違った資料については事務局とも協議し、本日、配布をするという事で整理させていただいた。

(B委員)

わかりました。函館市が社会福祉協議会に支出している補助金がこの表では1億2,109万円。平成22年度の決算ですね。この補助金の用途は何なのか、ということが今日の最大のポイントなのですが、その数字はこの表の中のどこにあるのですか。全部足して8億2千8百万円で、その中には人件費も事業費もある、と。こういう話だけです。この補助金は、支出目的として、ある特定の項目でグルーピングされなければならない。その為に、こういう資料を作ったのではないのですか。それはこれでわかるのですか。

(説明者)

事前にお配りした資料の中で、事業の概要と収支決算書ということで、こういった資料を配布させてもらっている。この資料の金額は、我々が社協に対する補助金の対象としている経費ということになる。この収支決算書について、若干説明します。

先ほど、申しましたとおり、これが、社会福祉協議会の補助金の対象としている経費になり、収入ですが、収入の補助金、ここの補助金に記載されているのが函館市からの補助金です。会費等それを収入として見込む、これは社協の会費収入ということす。支出の方ですが、こういった収入を原資と

して、法人運営ということで、まず職員の給与費、決算額が1億4,266万1,791円。庁舎の管理費、これは庁舎を管理するにあたっての消耗品や光熱費など、そういったものを庁舎管理費ということで140万円。それから住民福祉活動費、これが110万円あり、これは研修費などに使っている。また、各支所経費として、537万5千円。これについては、本支所以外の6支所、これも光熱費などに使われている。地域福祉活動事業、これは40万円で、ボランティアの育成ということで年に2回講座を実施しており、そこに書かれている・・・。

(D委員)

話途中でしたけれども、今、庁舎管理費だけで140万円とありましたよね、決算書ではどこに書いてあるのか。事業活動収支の支出の中ですか。

(B委員)

全然わからない。区分経理をしていらっしゃると言いましたけれども、全然区分経理になっていない、これを見ると。いいですか、8億2千8百万円という総収入もあって、8億3千万円の総支出があるという話はわかりました。一方で、補助金に関わる補助金、なるべく会費でその補助金対象支出をカバーしているということで1億5千2百万円という数字がある。それで支出の分も補助金関連は比較がかなり大雑把な括りですけれども、もちろんある、ところがこの1億5千2百万円というものが全体の表のどこにあるか、全くわからない。どういう趣旨、どういう種類の経費について補助金で手当しているのか。こういう種類の経費については自己収入、それ以外の収入でやっている、とか。それぞれの趣旨、意味はこうである、ということをきちんと説明しないと、事業仕分けとしては全く仕事出来ない。我々は、補助金についてだけ仕分けをしろと言われていています。補助金は社会福祉協議会に出しているわけです。その補助金が社会福祉協議会に全事業のうち、どこにどのように使われているのか、ということがわかる資料を出していただかないと議論出来ない。他の事業仕分けの資料全て、補助金について、補助金対象事業はこの範囲です、ということを区分経理した形で出している。単独にそれしかないものは1対1で構わないが。そちらの出している資料あるいは住宅都市施設公社など、そういう所については事業費が大きいから8億とか10億とか大きい。その中で1億数千万円が市から補助金として出る。じゃあその補助金がどういう目的で出ているのかということをきちんとわかるようにして欲しい。これはこれ、こっちはこっち。全体のどこにあたるかが何も説明されていない。違いますか。こういう資料しか出てこないのであれば進められない。事務局どうですか。

(事務局)

まず、社会福祉協議会補助金の補助対象経費については、こちらの方から一番最初に出している、先ほどA4の資料で説明をした収支決算書の平成22年度という部分、そのうちの法人運営費としての職員給与費から始まり貸付事業までとなる。訂正分については事務局と本日付けで良いということで、訂正をさせてもらっている。こちらについては、いわゆる社会福祉協議会の全体経費がわかるものということで、追加資料で求められたということで、福祉部の方で便宜的にこの資料を作らせていただいたというところで、対象事業については、こちらの方で最初にお配りしている法人運営費の中

の職員給与費ならびに地域福祉活動事業費、在宅ふれあい事業費、資金貸付事業費、これらが補助対象経費として持っている部分となる。この経費が全体のうちのどこに入っているかということについて、福祉部の方で分かるのであれば説明をしてもらいたいと思う。あくまでも補助金の対象経費は、法人運営費の職員給与費、庁舎管理費、こういったものに充てられている、という状況になる。

(D委員)

社会福祉協議会補助金、1億2千百万円とありますよね。この資金収支決算書では、市区町村補助金収入1億5千5百万円とありますよね。こちらの方を見ると、協議会の補助金、その他市補助金、その他補助金とあるのですが、その他に市から補助金はあるのか。

(説明者)

市の補助金はある。在宅福祉ふれあい事業補助金で、先ほども説明したのですが。

(D委員)

要するに、こちらの資金収支計算書でまとめただけです。

(説明者)

そうです。

(A委員)

追加資料Eの1ページです。ここに「社会福祉協議会の補助金等の推移」ということで、項目が「財務活動」、ここに「投資有価証券売却」要するに、投資有価証券を売却したという記録があるのですが、平成20年に1,650万円投資をして21年には大きく増えていまして5,650万円。そして、平成22年に売却をしている。売却というか投資をやめたということによろしいですか。投資をやめたということは、利益が出たか損をしたかということだと思のですが、

(説明者)

売却益、平成21年度5,650万円と同額を、積み立て預金に積み立てている。

(A委員)

いくらですか。

(説明者)

同額です。一般会計の財務活動というところが今年はありません。

(A委員)

ということは、ここで投資契約を一旦やめたからなのですか。

(説明者)

すいません、そこまでは把握していない。

(A委員)

わからないのか。もし、欠損かけたり不透明なところがあったら、投資会社がわからない。要するに、投資契約も解除し、お金を一回戻して、そうすると手数料とられますよね。手数料はどこで払われているんですか。まさか元金そのままどこかに振り込むということはないですよね。必ず手数料とられるじゃないですか。調書のどこに書かれてあるんですか。この問題は不透明なケースですよね。

それからもう一つ。またそれとは別ラインなんですけれども、先ほど、常勤職員中の市役所OBの数が8名ということですよ。何度も繰り返す様ですけれども、OBですから退職者をいっぱい取っていますよね。そして次に社協が採用している無条件で。これは、無条件採用ですよ。何か採用するための要件だとか条例などはあるんですか。

(説明者)

社会福祉協議会の採用については、本市では行っていないのですが。

(A委員)

慣習ですか。

(説明者)

慣習というよりも、社会福祉協議会に評議委員会があるのですが。そこで作っている規定に基づいて行っている。

(A委員)

社会福祉協議会の役員会ですか。

(説明者)

単純に言うと、社会福祉協議会の判断で採用をしている。

(A委員)

そうすると、社会福祉協議会の役員構成というのは何名いて、どの辺から集めたか、選考で入れたのか、方法だとか教えてください。これが、もし役員が市役所関係の人で固まっているのであれば、それは出来レースのようにウェルカムですよ。ということは、天下りの温床ではないか、というような結論が付けられるんです。どうでしょうか。

(説明者)

役員は職員として1名、評議委員として市役所職員が1名入っておりまして、その他は町会の役員などで構成している。

(A委員)

町会の役員ですか。

(説明者)

各町会の会長や副会長。町会連合会など。

(A委員)

生粋な民間人はどうでしょう。わかりませんか。

(説明者)

把握していない。

(A委員)

わかりました、結構です。天下り色が強いイメージは掴めましたので。ありがとうございます。

(説明者)

天下りということを判断されたのですか。

(A委員)

ニュアンスとしてはそうかな，という感じですが。

(説明者)

そういったことは全くないと思う。先ほど説明したことについて訂正させていただきたいのですが。役員会，評議委員会で決まったような言い方をしてしまったのですが，決定するのはあくまでも社会福祉協議会の役員ではなくて社会福祉協議会の役職員です。

(A委員)

私は何を言いたいかというと，公募という方法を通常とるはず。それはやられたのですか。

(説明者)

公募という形はとっていない。

(A委員)

じゃあウェルカムじゃないですか。知っている人こっちおいで，だったんでしょう。あなたOBなんだからこっち来なさい，ポストをつくっておくからおいで，とやったんですよね。私が言いたいのは，公募したかどうかを聞いているんです。教えて下さい。していないんですよね。

(説明者)

公募をしたかどうかについては，公募をしておりません。

(A委員)

わかりました。結構です。

(D委員)

ここに庁舎管理費とありますが，庁舎は協議会の持ち物ですか。

(説明者)

総合福祉センターは，函館市の持ち物です。

(D委員)

どうして庁舎管理費なのか。

(説明者)

団体が出す光熱水費については，別に市の方に支払っている。

(D委員)

各支所の光熱水費は補助金で払っていますよね。本体の方は燃料費1，800万円出ているのですが，これは補助金で払っていない。協議会独自で払っているんですよね。なんで支所とは違うのか。

(説明者)

庁舎管理費については，本庁部分，総合福祉センターの庁舎管理費については，こちらの資料でいう140万円払っている。各支所経費というのが537万5千円。

(D委員)

光熱水費や運用費とかそういうものを，支所は補助金で払っているんでしょう。

(説明者)

いいえ。どちらも補助金で払っている。

(D委員)

本体もですか。

(B委員)

本体は指定管理でしょう。

(説明者)

社協が使っている部分については、目的外使用許可を出している。

(B委員)

建物全体は指定管理だが・・・。

(説明者)

そうです。指定管理ですが、社協が使っている部分だけは除いている。

(D委員)

使ってるところだけ。

(説明者)

そうです。社協の占有している部分だけ、別に光熱水費を徴収している。

(D委員)

あの建物に町会連合会が入っているはず。家賃は取っているのか。

(説明者)

徴収していない。

(D委員)

それはなぜか。

(説明者)

公益性を有する団体であるため。例えば、収益を上げているような団体であれば、使用料を徴収するという考えもあるが、あそこのフロアには、町会連合会や民生児童委員連合会、老人クラブ連合会など、様々な市民に直結するような連合会が入っている。一つのフロアで管理することによって、様々な連携が可能となるため、住民はワンストップで色々な分野への手続きが可能である。そういった公益性を考えてのことである。

(D委員)

今はどうかわからないですが、庁舎共益費14万円というのが出ている。連合会の決算書です。

(説明者)

実費分を負担してもらっている。

(D委員)

どこに。

(説明者)

市です。函館市に対して。

(D委員)

市が。

(説明者)

館全体の光熱水費というのは、指定管理者が支払いをしている。ただ、該当部分については町会連合会、社協の場合もあるが、占有している部分の実費分を支払っている。

(D委員)

指定管理者に払っているということ。

(説明者)

そうです。指定管理者というか、オーナーである函館市に対して支払っている。

(A委員)

今の貸し借りの話に関連して、追加資料の61ページに未収金が発生しているのですが。当年度末では6千4百万円という多額な未収金額なんです。これは具体的に何の未収金なんですか。

(説明者)

これは、応急生活貸付資金という事業の関係です。

(A委員)

そっちのほう。摘要欄を作って書いた方が良いですね。

(説明者)

これは社協の決算書なんです。

(A委員)

わかりました。

(説明者)

先ほどの有価証券売却の件だが、商工中金で有価証券は取引をしていた。平成21年度に5千6百万円売却をしている取引が出ているが、これは売却ということではなく、解約をしたということです。そのため、手数料は発生していない。あくまでも、ペイオフ対策として行っているものです。

(D委員)

ワリショーですよ。商工中金の。

(A委員)

ということは、21年の6千5百万円の金額を、1年間別口座に寄せてたんでしょ。そうでしょ。それを次の年度に引き出してきて別項目に使うとか、1つ権利書はまずいんじゃないの。単年度でぴしっとプラスマイナスを出して、それでどのくらいマイナスが出たとか、どのくらいプラスが出たとかいって、じゃあこれくらいの補助金を下さいよ、というのが建前でしょう。それを1年間他の口座に入れといて、次の年にもっと出してきて、違う口座に入れて、普通あり得ないよ。それこそ、今テレビで騒がれている企業みたいですよ。

(説明者)

5千6百万円は元々証券として持っていた。

(A委員)

証券として持つために、投資計画をするわけですよ。投資するという意思はあるわけですよ、そこらは。そうでしょう。でなければ、定期に預けておくべきでしょう。違う。違うだろうか。

(B委員)

A委員が問題にしているのは、年間の総事業費が8億円の団体であれば、当該金額がその7～8%にあたる。それだけの金額を預けられるということ、1年以上預けられるという剰余金があるんですよ。社会福祉協議会というのは、そういう剰余金、自分のところに貯め込んで投資ではないけれども預けられるということが認められるのですか。

(説明者)

認められている。

(B委員)

認められている。だったら補助金を減らせるのではないですか。それから、最初の話蒸し返しませうけれども、前回、我々の方でやったと思うのですけれども、指定管理で2億円の収入はあるのです。その他の委託金5千6百万円、それから補助金についても、今仕分けをしている補助金が1億2千万円なのですが、その他にも特定目的の在宅福祉ふれあい事業という補助金が3千7百万円出ている。さらに、その他に補助金593万円あるでしょう。それぞれの収入と、それから、適切に支出されているか、且つそれらについて人件費は、法人運営に関わる人件費は補助金で賄う、とされているのですが、法人運営に関わらないというのは、特定の自己目的で働いている人件費となるわけです。それは区分して、それぞれの補助金あるいは指定管理等々、それらの仕事に対して割り振りをして、それぞれに対してきちんと報告をすると。皆さん方は、その報告を受ける立場にあるんです。補助金だけではなくて、福祉部はこの指定管理についても、その他のふれあい事業等々についても全部そちらの部署が統括するというか管理する立場にあるわけでしょう。最初からケチをつけるようで何ですが、補助金を含む市から出されている金額というのは大変な金額なわけです。8億円のうちの4～5億円、50数%が函館市からの支出金なわけですよ。それが、それぞれの事業目的に対して適切に使われているかということを一表で分かる表がなぜ出ないのか。外部監査を通して、指摘があって、見直しとか改善をしたかどうか、その改善の内容というのは、どういうことかと言うと、まとめてしまっている。見直しによってまとめている。個々の補助金あるいは指定管理等々、それぞれ個別に委託料あるいは補助金等に、それ以外の収入等、適切に使われているか、ということがわかるような表がない。ないから分からないですよ、我々。判断しようがない。

(説明者)

皆さんがおっしゃっている社会福祉協議会の補助金、その他の市の補助金というのは、福祉部のそれぞれのセクションで当該補助金というものを担当している状況である。福祉部も、同じ福祉部なのですが、私どもの社会課では社協の補助金を担当しており、在宅福祉となれば介護高齢福祉課という

ところが担当している。それぞれ、在宅の部分についても障害福祉課で対応している委託があったり、介護高齢課で対応している委託だったり、ということで、課としては一つで出ているところはないという状況です。そのため、包括外部監査の指摘を受け完全ではないが、ある程度類似のものを一つにまとめて分かりやすくしたと思っている。

(B委員)

補助金についての説明の中で、収入は補助金、会費等で決算額1億5,253万9,791円、支出が同じ金額なんですね。予算も、収入と支出が全く同じ。これがどういうことを意味しているかという、社協全体の中で個々の支出経費。それぞれにひもがついている。それをずっと引いていくと支出が少し多かった、補助金や委託料に対して多かったとする。そしたら、最後に補助金にしわ寄せすることだって出来ると思うのです。職員給与費と書いてあります。1億4,266万1,791円という決算額です。これは全体の中で、他で負担する人件費を全部引いたらこうなりました、という数字なのかもしれないし、本当に、この人とこの人というように指定した人の人件費を全部足したもののなのか、そういう話をしようと思ったら、先ほどの話の中で、積み上げではなく平均人件費でやっていますということであった。そういったことについての区分経理と、個々の補助金の使途、委託費、あるいは指定管理費等について、適正に支出されているかということについてわからない状況です。そちらの課だけの問題ではないのです。補助金という一般財源の、特定目的の補助金とか何かでしばられないもの、ここで面倒を見ようという形で1億5千万円もの支出をしているというふうに私は受け取りました。違いますか。

(説明者)

それは違うというか、人件費を平均給にしたという理由ですが、従前はそれぞれ個々に、この職員、この職員というような実績額、実額に基づいて支払っていた。例えば、社協の人件費は給与表に基づいてやっているのです、年々上がっていく。実額で支払っているため、その実額に対して補助金を支払うという形を取っていたが、これからは平均給ということで、実額が上がっても平均給が上限額となり、そこで頭打ちになるという形にするための改善をした。

(F委員)

一応、時間となるのですが。どうしますか、1億2千万円の補助金についてというところだけの判定を今しなければいけないのですが。

(B委員)

1億2千万円に対応する支出という、例えば、今の話のように職員給与費1億4千2百万円だけでも、この1億4千2百万円というのは、事業の目的があり、法人の運営に関わらず職員の人件費である。それから事務経費、庁舎管理費等の事務経費とかが法人の運営に必要な。法人の運営費というのは、逆に、法人の運営に関わらない費用というものをどうしてきたのか、どう積算しているのか、そういったことの説明がされていないから、やはり非常に曖昧な算定であって、もう分からないという話です。判断の仕様がな。D委員からもご指摘があったように、庁舎については光熱水費が指定管理でやっているけれども、各支所は補助金でやっています、ということは、この対象経費の、

要綱で決まっているのですか。法人に必要な事務経費というけれども、法人が運営している事務経費が何であるかということを書いて欲しい。定義が全くないので、それぞれの判断で誰でも出来るような形になっていませんか。

(説明者)

その判断については、社会福祉協議会の要綱の中で、その都度決めていく。

(B委員)

なぜその都度なんですか。予め決められないのですか。その都度というのは、社会福祉協議会にこうしたいと言われたら、はいそうですかと言って、補助金を使って良いということ承認しているということになるのですよね。補助金自体が予算化されているのなら勝手に増えたり減ったりはしない筈だけれども、最後でつじつまをぴったり合わせる、金額は帳尻合わせです。こういったことは普通は許されないわけです。かかったものはかかったもので、コストも予算以上にかかりました、ということだってありますよね。それに対して収入と支出はぴったり合う、と。要するにつじつまをどこかで合わせて、どこかでやりくりをして補助金を減らさないようにしている、というふうにとられますよ。違いますか。

(説明者)

実際にかかる経費の中で対象経費というものを決めていますが、この経費の範囲内のもは、基本的に対象としていることがあることから、必ずその増減は出てきている。増減というか、要は実際にかかったものより低い形での補助金の交付を行って、精算方式で行ってきている。

例えば、庁舎管理費が140万円ある、実際は庁舎管理費はもっとかかっている、社協としてはもっとかかっているのですけれども、そのうちの140万円をここで対象金額にして、この140万円分だけを補助金として支払っている。仮の話だが、本当は200万円かかっていると。そのうち140万円だけは補助金として支払いする、残りの60万円は社協が自分で負担してもらおう。そういった状況なので、140万円は決算と合う形になっている。

(F委員)

そこが明確に出ていないから、言い訳にしか聞こえない。実際にはそうかもしれないですけども、説明の中ではそういうふうには我々感じ取れなかったのが正直なところなのですが、ここで判定したら結果は目に見えています。

(B委員)

こんな不明朗な補助金ならやめるべき。

(C委員)

もう一回やった方が良いでしょう。

(F委員)

もう一回やった方が良いでしょう。資料を精査するのに明日までだと間に合わないと思うので、次回もう一回やりますから、きちんとしたところで説明をしてもらおう、そういうことが必要だと我々は判定したいのです。今の説明では本当にこれいらぬだろう、という結果しか出ないと思う。

(B委員)

いらぬというか、適切な算定基準の基で適切な執行がされているか、ということの判断をつけられるのか。

(E委員)

私も同じ案で、事務局ともう一度話し合っていて事業仕分けしないと、住宅都市施設公社がありまして、やはり同じ様な趣旨で公社全体にかかる運営経費は、実際に事業から出たということで、例えば理事長の給料ですとか、補助金から出ているのですけれども、住宅都市公社の支払いは市からの補助金が1千2百万円なんですよね。住宅都市公社の施設運営費が1千2百万円。こちら同じ目的で社会福祉協議会の法人の運営にかかる職員の人件費、事務経費の補助金ということで1億2千万円。額が違い過ぎますし、それについての説明としては、この情報内容ですと廃止になってしまうけれども、それは正しいのか判断がつかないので、事務局の方はどう思われているのか。

(事務局)

議論を聞いていると、最初の入り口がぼたんの掛け違いになってきているのかな、というふうに思います。いわゆる全体経費の推移、今日出していただいた資料なのですけれども、これはあくまでも社会福祉協議会の経理区分に基づいて追加で要求された資料、これをまとめさせていただいたという部分です。今の議論で言うと、例えば、最初に出させていただいた、支出の分、法人運営費の中の職員給与費、庁舎管理費、住民福祉活動費、各支所経費、こういった補助区分の中で補助を出すという部分に関して言えば、条例なり、規則なり、要綱なりで明確に示されている経費だというふうに思っている。そういった意味で、この経費そのものが本来どのようなものなのか、もしくはこの経費の内訳はどのようなものなのか、ということの議論になれば、判定にたどり着いたのではないかと、いう気はしている。ただ、おっしゃっていただいているように、この全体経費のうちの、これがどこにあたるのか、という部分に関して言うと、確かに明確ではないと思います。ただ、そこについては、今後本当に社会福祉協議会と補助金の決算・精査の中で、この全体の8億ほどの事業経費、これが具体的に、財団公社などは支出区分が明らかですが。例えば、委託関係の支出の決算収支がある、補助金関係の決算収支がある、こういうようなことで法人そのものの収支決算が、それぞれの支出と収入に対応しているような書き方になっている。これは多分、こういう仕分けをするにあたってはすごくわかりやすいのかなと思うが、一つ団体のそれぞれの経理の仕方というのもあるため、それについては今後、福祉部の方で社会福祉協議会の方と協議していただけるということであるので、その分については、また別途お話をさせていただければよいのかな、というふうに思います。

結局、今日の仕分けの扱いについては、収入・支出において、職員費の人件費の部分など、庁舎管理費がどういった経費になっているのか等々、そういった説明も福祉部の方からさせていただいてますし、議論の中でも色々出てくるものと思います。その上で、この要綱も含めて、これは本当に100%の人件費補助が良いものなのかどうなのか、そういった判断などについて、これまで議論の中で出来るのか出来ないのか、その辺は委員の皆様の中でご議論いただきたいと思います。補助経費については明確になっていると思います。これでしかない、数字的には。これが補助対象経費であっ

て、それを補助金で充てているものになっているものとは思いますが。ただ、その詳細の議論がなかなか、本日資料がない中で出来なかったというふうに思いますけれども、いかがですか。

(B委員)

ちなみに、記憶が定かではないのですが、1回目か2回目の事業仕分けの総合福祉センターについて、資料が不十分で差し戻しになりませんでしたか。

(説明者)

パソコンの経費について、かなり細かい数字を求められて、

(B委員)

それだけですか。

(説明者)

内訳が示せなくて、次の日までに資料を揃えて判定していただいた。

(B委員)

今、事務局の方からご指摘がありましたけれども。例えば一般会計の人件費が4億3千6百万円。そのうち補助金対象としているのが1億4千2百万円である。約3分の1が補助金対象になっている。その前に、指定管理その他、相当な金額が市から出ているわけですよ。それらの中にそういう、例えば、あいよる（総合福祉センター）の指定管理の費用の中の人件費にどれだけ割り振って、どれだけ本当に法人の独自の活動の為に必要なのか、ということについての一定の判断というのは、他の、指定管理の費用の中にどのように入っているかということと併せてきちんと比較しないと、判断のしようがない。先ほど、住宅施設公社について出ましたけれども、そこではなぜ補助金の理事長の給料だけが補助金対象になっているのかということについての説明がないということもポイントにもなっていて、この補助金の抜本的な見直しをするべきであるということになってしまっている。今回も、4億3千6百万円の総事業費のうち、そういう他の目的の指定管理者とか補助金だとか、そういったもので人件費をどれだけ賄って、こういう法人独自の活動という、指定管理だとか、補助金対象になっていない独自の事業活動とは一体なんなんだと、全然わからない。ここなのです。ここで言う、1億4千2百万円もついている人件費、対象の職員は、何の仕事をしているのか。法人の事務だけ、経理だけとか、そういうことだとしたらこの金額は大きすぎる、ということです。そういう意味で判断する材料、資料が不足である。そういう資料がきちんと出てこないというのは問題だ。

福祉部として、社会福祉協議会に対してそういう情報開示しなさいというべきなんです。主管部としては内側しか見てませんから、ではなく。福祉部として、この社会福祉協議会に、市がこれだけの大きい金額を支出しているのだが、それぞれこのように使われているんだということをきちんとわかる資料を出していただきたい。それで再度、私の方としては、仕分けをさせていただきたい。私はそう思います。

(事務局)

委員の皆様にお諮りします。補助金対象としての工夫が明確になっている、ということで私の方からも説明したところですが、例えば、4億3千万円の人件費が、1億程度のこの補助金から出ている

んですけども、例えば、委託料ですとか色々なところからも人件費が出ている。そういったものを加味した場合、人件費そのものがもしかしたらオーバーフローしている場合だってあるのだから、この補助金一つだけを精査するのではなく、社会福祉協議会全体の人件費、事業費それらが委託料、補助金、そういったものに適切に割り振りがされているか、そういった視点で議論をしたいという趣旨でよろしいですか。

(各委員)

了承。

(事務局)

そうした場合、この資料では本日議論出来ないということになります。資料としては補助金の収支に関わる分の収支ですとか、委託料であれば委託料の収支をまとめる中で、それが全体経費とイコールになるような資料、こういったもの、今の議論がわかるような資料というものは福祉部の方で作成できますか。

(説明者)

時間をいただければ。

(事務局)

私の感覚からいっても、この福祉協議会の決算資料を、今の委託料、補助金ごとに再分解するということになると、かなりな時間がかかるかと思います。

(B委員)

ない方が不思議だと言っているのです。

(説明者)

函館市から出ている委託料、色々なそのセクションから社協に委託している関係もあり、そういったものをまとめなければ出来ない、というような状況もあるので、少し時間をいただきたい。

(事務局)

私の感覚でも、明日出来上がるとは思えないのですが。

(D委員)

後にして先に進む。

(事務局)

それで良いですね。次回は2月になります。資料については準備が出来次第送付させていただく。審査そのものについては2月に回すということでもよろしいか。

(各委員)

了承します。

(事務局)

この事業についてはこれで終了します。

---

## ■ 1-5-6 函館市学校給食会補助金についての説明

・資料に基づき、学校教育部保健給食課より説明。

## ■ 1-5-6 函館市学校給食会補助金についての質疑

(D委員)

先ほどの説明で、常勤職員5名、OBはいないと言いました。3月の市議会の時に、事務局長は歴代校長が就任していると聞いていたのですが、そうですか。

(説明者)

そうです。

(D委員)

それはOBではないか。

(説明者)

市のOBではない。

(D委員)

教育委員会の方ですか。

(説明者)

いいえ、学校長なので、道の職員になる。

(D委員)

同じようなものではないか。

(説明者)

一応、市のOBではないということです。

(D委員)

大きな意味で言えば、天下りではないか。

(B委員)

校長先生は、道と市から給与が出ている公務員ですか。

(説明者)

そうです。

(B委員)

市のOBではないのですね。

(説明者)

そうです。

(D委員)

教育委員会の役員が15人くらいいるんですか。その人たちが3年サイクルで事務局長に就くことが決まっているんでしょう。

(説明者)

そうですね。若干、説明してもいいですか。

(D委員)

それでいいんです。そういうふうになっているんです。それと、ここで言うボーナスの話なんです。去年、平成22年度の決算ですけれども、1人辞めていますよね。途中退職した方にも満額で退職金が支払われている。月額13万3千7百円の方が9月で辞めて、4.5ヶ月分の退職金が満額出ている。賞与規定などはあるのか。

(説明者)

12月末で辞められているのですが。

(D委員)

12月末。9ヶ月間いたということですか。ちょっと細かいのですが、月額12万6千3百円の方の期末手当には、なぜ0.3が乗じられているのか。特殊な仕事をやっているのか。

(説明者)

この方は事務局長で、その年に採用となったため支給割合が0.3となっている。

(D委員)

意味わからない。色付けたということ。

(説明者)

100%の支給でないということです。

(B委員)

減額したと。

(説明者)

そうです。

(D委員)

賞与規定あるんでしょう。

(説明者)

あります。

(D委員)

その規定に則って支給しているということですね。

(説明者)

そうです。

(D委員)

わかりました。

(B委員)

私は、学校給食会の行っている業務については、概ね必要だと思っています。職員の函館市内の給与水準は低く、公務員の方々の給料は高いと言われている中で、低い給与で頑張っておられるということで敬意を表したいと思います。その思いで2つほど質問させていただきます。

第一点は、質問の中で、法人化を検討したことがあるか、という質問をさせていただきました。し

たことがあるという簡単なご回答をいただいたわけなのですが、この補助金としての支出という、そういうカテゴリーがなぜ必要なのかということをおは疑問に思っております。それは、道教諭の指示が任意団体に対しては手数料等の支出はいけないということがあったので、補助金といたしました。こういうことなのですね。逆に言うと、なぜ任意団体としてやっているのか、ということになるのです。これは質問の中に入りますが、約7億円ですか、年間7億円程度の食材費。これは給食会を經由して支払われている。そういう理解です。任意団体でありながら、法人格のないところに7億円、これは支払っているのは父兄ですが、払われているのです。どういう口座から払っているのかは分かりませんが、各学校から給食会に支払われ、給食会から業者に支払われる。お金は年間動くわけですよ。7億円とは大変な額です。そういう額を扱っている団体が、なぜ何十年間も任意法人でいるのか。しかも任意法人であるから（委託金ではなく）補助金で払うと。しかも、補助率100%です。振り返ると、財政課長からの話で、市の補助金というのは、基本的には自主・自立的な団体がやる仕事、しかも、それは本来的に言うと、函館市が市の行政としてはやらないこと・やれないことをやっているけれども、一定の公益性があるから補助する、そういうような定義であるとのことであった。そういうことから言うと、必要不可欠で、且つ函館市の教育委員会の本来すべき事をやっていたら、こういう表現もありますが、本来やるべき仕事をやっていたら、なぜ、委託ではないのか。

二点目は、これだけ大きな金額を扱う5人もの方がそこで給料を貰っているながら、なぜ、任意団体という法人格を持たない団体にやらせるのか。というのは、安全上の問題です。例えば、これはどういう改善の仕方をしているかは分かりませんが、普通に考えて、任意団体が銀行に口座を持ちたい、といっても制限がある。そのグループの代表者は誰ですか、保証人は、みたいなことを言われる。しかも、年間7億円ものお金を動かす。普通考えられないですよ。知っている範囲で教えて下さい。

(説明者)

法人化については、道内の他都市、札幌市は別ですが、他の市については、市からの補助金で運営している。

(B委員)

任意団体ですか。

(説明者)

任意です。中には財団もあると聞いていますが、各々の状況で変わっている。確認している範囲では、道内では任意団体で、市から補助を受けているということを知っている。

法人化については、過去に、そこにも書いているように、法人化をして変更した経過がある。例えば、平成6年に一度検討している。この時は多少今と制度は違っているが、現在は、一般法人と公益法人で違うのだが、道の教育委員会でも協議しているが、（学校給食会に）基本となる財産がない、あるいは、（法人の申請を行っても）当時の国のチェックが厳しいなど、いくつか理由があった。また、特に法人化しなくても業務が出来るという話もあり、結果として、任意のままとなっている状況

である。それから、取引については、銀行口座で行っている。市からの補助を受ける口座や給食費を受ける口座はいくつかあるが、任意の中で口座を作っている。特に支障はなく業務を行っているという状況です。

(B委員)

道内の市町村、札幌市以外の市町村で、一つとしてそういう法人化をしているところがないと確認をされている。これは逆に言うと、教育委員会がそれを指導しているからではないのですか。それでいいよ、あえてする必要はないよ、と。逆に言うと、私はこれだけの事業を担っているところが、公益法人でもNPOでもなんでも構わないのですが、法人格としてちゃんと存在をしていないということ自体が、極めて不適切だと、あるいは不思議だということをしり上げたい。そのことの必要性について全く考えていないのですか。こういう団体の一番危ないところなのですが、理事長なり責任者が印鑑を持っている、と。その方が突然いなくなったりとか、亡くなったりとか、事故が起きるという可能性がある。それからもう一つは、この資金の受け渡し、この口座から供給業者に対して支払われるわけですが、何日間か何ヶ月間かはわかりませんが、一定の期間、口座に滞留する可能性があるわけですね。そういうことについて、監査やチェック、あるいは目的外の使用がないかなど、そういうことについて任意団体であると、百万円程度の話なら別ですが、年間7億円ですよ。普通に考えておかしいと思いませんか。

(説明者)

この件については、会計事務所の方に確認させてもらった。今、委員の話にもあったように、そういう問題が起きた時の話も確認させてもらったが、当然、そういった金銭的な問題があれば、理事が応分の負担をすることになる、という話があった。

(B委員)

今、理事という話が出ましたけれども、任意団体をどのようにマネジメントするのかということですが。例えば、定款や役員規程などはあるのですか。今、理事という言葉が出ました。理事については、先ほど無給と説明していた。そういったボランティアの方を理事と言っているが、(そういった方が)何かあったら連帯して責任を追います、ということはどこかに書いてあるんですか。

(説明者)

それは確認した。定款がなければだめなのか、ということを確認したら、特にそういう決まりはない、一般的にはそうであるとのことであった。

(B委員)

役所という立場から見ても、そういう団体にこれだけ大事なことを任せている。別に、不適切だと言っている訳ではない。こういう法人格のない団体に対してこういう大事な仕事、しかも大きな事業費を任せるということを、対外的に第三者から見ても不適切だと、今まで一度も言われたことはないのですか。

(説明者)

ありません。

(B委員)

そうですか。

(A委員)

B委員は法人格にこだわっていますけれども、7億を12で割れば5千8百万円ですよ。要するに、この部分に保障金などを積み重ねていたんですか。

(B委員)

ですから、業者の方から言えば、払ってくれないかもしれないというリスクがある。つまり、任意団体の支払い能力というのを、どうやって担保するかということです。もちろん、教育委員会が後ろについているから大丈夫だろうと、そういった判断をして取引をしているということだと思のですが。

それともう一点。100%の補助金はあるのですか。存在するのですか、他に。函館市の場合。私は、補助金というのは、本来この団体、通常の何らかの社会的な活動があって、それに対して一定の補助を市がする。だから補助金ですよ。この学校給食会については全体に補助している、なぜ委託ではないのですか。委託事業でやった方が良いのではないですか。本来は、委託事業というカテゴリーに入るべきところを、なぜ補助金を出すのですか、ということです。

(説明者)

道の方からも・・・。

(B委員)

堂々巡りです。私が言っているのは、こういう類の支出は、本来は委託事業であるべきということです。教育委員会がやるべき仕事を、丸々委託しているような話と先ほどおっしゃってました。そうであれば委託事業でやるべき。委託事業でやろうと思ったら、任意法人だから、委託事業はだめだと言われた。だから補助金にしてほしい。それはごまかしですよ。だったら何で法人にしないか、ということです。法人にし、且つ委託金として払う、これが常識的なやり方だと思います。

(説明者)

そういった部分もあるかもしれないが、結果としては、法人化については検討したけれども実質的にはそこまで至っていないということです。委託事業にすべきであるなどのお話がありましたが、現状としては補助で行っている。根拠ということについては、道の教育長の方からも補助が望ましいといった話もある。

(D委員)

もう一度確認したい。ここに書いてある「学校給食用物資の共同購入は、原則として学校設置者である市が行うものであるが、」この後、「学校給食会等の団体がある場合は、十分な指導監督のもとにその活用を図ること」と書いてある。この十分な指導監督は誰が行うのか。

(説明者)

我々、教育委員会で行う。

(D委員)

教育委員会で行うのか。何か規定はあるのか。

(説明者)

この文書から・・・。

(D委員)

12月に国からそのように言われた。この部署に。「十分な指導監督のもとにその活用を図る」とあるのですけれども、十分な指導監督するのは誰なのか。これは、昭和41年に函館市学校給食会が任意団体として設置され、同年12月に国からこういった指示があった、と書いてあるのだが、指導監督するのは一体誰なのか。

(説明者)

教育委員会です。

(D委員)

ここに書いてないが。

(説明者)

具体的に教育委員会という名称はないが、先ほども申しましたが、基本的には設置者の市が行うものです。そういう団体があるのであれば、そこに行かせても良いものとなっている。ただし、その場合には市の方を通すことになっている。

(D委員)

教育委員会が。ということは道で。

(説明者)

いいえ。

(D委員)

ということは、函館市の教育委員会で。

(説明者)

はい。

(D委員)

色々な問題はあるはず。例えば、賠償責任などといったものは全部教育委員会で処理するのか。

(説明者)

そうです。

(D委員)

そうすると、函館市、学校給食会それと教育委員会。この三者が、いずれかの間柄で契約か何かを書類などで交わしているのでしょうか。

(説明者)

していない。

(A委員)

こういうところになっちゃうんですよ。これがないと、任意で、口頭レベルで、こんな7億もの、今補助の心配事がありますけれども、7億の額面の事業を預かるのに、口頭レベルでやれるのですか、というところが疑問で出てくるわけですよ。これはどのようになっていますか。

(説明者)

教育委員会と市との・・・。

(A委員)

間間の何か約束事、法的な関係、発生しているはずですよ。それも何か市民の方にお見せ出来るようなものはあるのでしょうか、ということです。

(説明者)

食材の購入の共同購入については、学校給食会で行っている。

(D委員)

伝票を切るとき、学校給食会理事長様というようになるのか。

(説明者)

そうです。それについては補助の申請の中で、そういう業務について当然入ってきた申請なので。

(B委員)

また申請するのか。

(説明者)

そうです。契約書というのは特にならない。

(A委員)

ないんですか。

(説明者)

補助金の中で・・・。

(A委員)

色々あるのですけれども、昔から慣習的にやってきて、馴れ合いでやってきて、何もなくて済んでいたと思うわけですよ。でも、こういう話があった以上は、何かそういうものを作っていき、ということが問われると思うので、今後の課題としてお願いしたいような感じがありますね。

(説明者)

その点については私どもの方からお話させていただきたいと思っている。

(A委員)

お金を預かるので、よろしくをお願いします。

(E委員)

参考までに伺いたいのですが。この給食会さんで、良質で安価な物質の安定した調達および給食事務の軽減を図るという目的の中で、例えば、徴収した額よりも少ない金額で調達ができて、差額が生じた場合というのはあるのですか。足りなかったり、あるいは逆に余ったり、というのはあるのかな、と思うのですけど。

(説明者)

先ほども申しましたが、給食費については給食会が保管するのではなく、各学校長が管理している。そのため、補正も学校毎に行っている。委員ご指摘の点については難しい話なんですけど、足りなくて困るという話は、私どもの方で指導しているのだが、それ以外については学校の方で管理している。

(E委員)

そうすると、給食の材料は全部給食会で用意をしているのですか。

(説明者)

例えば、米飯などの主食については、学校から直接業者の方に（代金を）支払っている。

(B委員)

外れているものもあるのか。

(説明者)

それぞれの食材、野菜だとか肉だとか、そういった物は給食会を経由している。

(E委員)

なんでお米は別なのですか。

(説明者)

そういうシステムだと説明したら、説明にならないのしょうけれども、現行ではそのように行っている。

(B委員)

入札しても金額の差が出ない。最近は知りませんが。

(説明者)

米飯については、北海道の学校給食会で対応している。

(E委員)

北海道の学校給食会。

(説明者)

函館市の学校給食会を経由しないため、学校が別途に支払いをしている、こういう流れです。

(B委員)

北海道の学校給食会が・・・。

(説明者)

そこから業者の方に払っている。

(E委員)

北海道給食会というのが別にあって、そこが業者と契約をして、学校は直接業者に支払っていると。

(説明者)

ご飯やパンといった主食を扱っている業者に支払っている。また、副食については、函館の学校給食会を経由してお金を払っている。その場合には、必要な分だけ、学校からお金を納入してもらおうので、先ほど話に出ていた滞留するお金はない。

(E委員)

本当にかかった分だけを学校に請求して、その分しかお金が入ってこないため、運営経費というものは出てこない。

10年くらい前から比べると、かなり子どもの数というのが変わってきているのかなと思うのですが、職員の方の数というのは。

(説明者)

児童の数は減ってきている。ただ、そのことに比例して業務が減っているわけではなく、逆に増えている。と言うのは、安全安心といった観点から業務が増えてきているからである。

(E委員)

事務局長は、校長のOBの方で学校経営者であるとの話がありました。おそらく3年から5年くらいの勤務だと思うんですね。推測ですけれども。あと、栄養士などは、ある程度、勤務の期間が長いのではないかと推測するのですが。

(説明者)

特に決まってはいない。あくまでも本人の都合による。

(E委員)

全体的に今回の資料、仕分けにしては珍しく個別の給料が載っていたと思うのですが。責任者はもちろん理解は出来るものの、職歴が長い方と比較した時に、もう少し現場が高くて良いのかな、という、現場の方の給料が安いのではないかと感じるんですね。事務局長は学校の校長先生の経験者だからといって、給食の食材購入についてそれほど専門知識があるとは正直思えないのですけれども、給料が倍というのはどういうことですかね。

(説明者)

学校長の話になると、やはり管理能力や学校事情に精通しているかなどが求められる。食材に詳しいかどうかの知識ではなく、そういった視点で、退職した先生を充てていると聞いている。

(E委員)

(うなずく。)

(B委員)

入札なのですが。現在、この学校給食会が市内で入札をされる時に、応札される業者というのは何社ですか。

(説明者)

野菜や肉などによって異なるが、全部で47業者。平成22年度で47業者となっている。

(B委員)

食材によって違うという話ですが、私が別の所で聞いた話では、単独で、例えば、小さな小売店であっても、たくさんの学校に短時間で配送できる所しか認めないため、その業者が何社か集まってグループを作り応札する形をとっている。そのグループは、一つの食材について概ね3グループであるというふうに聞いていますが、それは事実ですか。

(説明者)

青果物については、そういうグループを作っていると聞いている。

(B委員)

その3グループが年間に何回か青果物についての値段を出して、安いものを出したところの順番に、物品については決定するというやり方を取っている。3グループですか。

(説明者)

9品は3グループです。且つ、青果物は毎週入札している。

(B委員)

価格変動があるから。

(説明者)

そうです。ですから、物によって毎週だったり学期だったり、その都度違っている。青果物は毎週入札をしている。

(A委員)

年間で7億の物資が動いているわけですが、これをいかに削っていくかというのが目的であると思うんです。それで、民間に同じ内容を与えて、いわゆる民間のコンペですね。コンペをさせるといったことを実施されて、ひとつ入札の競争の原理ですよ。それをやってみてはいかがでしょう。

(説明者)

質問は、給食会以外やらせたらどうかということですか。

(A委員)

2つのメリットが考えられます。1つは、各父兄さんの出費ですよ。当然安かったら出費を抑えられる。もう一つは、これはご存じですか。この内容。これは行政改革課で、函館財政再建推進会議が中期見通しを出しているんです。この函館の財政、ホームページを見ると載っていますけれども、平成30年までずっと出ています。この中を見ると、来年か再来年に財政再生団体の肩たたきにあう、という予想が立つんです。今そういうふうなところで、官民一体になって、なるべく経費を抑えて、努力して、寝ないで努力するくらいの時期に入るわけですね。今後、有用なツールだと思いますので、是非とも取り入れられて、利用者の負担の軽減というふうに努力をしていただきたいと思います。もう時間がないですので、後で見てください。

(説明者)

民間の業者の方にコンペをしてもらえば、給食費が下がるのではないかといいことですね。

(A委員)

そうですね。徹底的にやってください。

(説明者)

給食費については、先ほども申しましたように、一定の時間に一定の量を、確実に供給してもらうということがある。青果物であれば、毎日、当日納入しなければならない。

(A委員)

それも条件にしてコンペにかけるという話です。

(説明者)

現状では、給食費については、全額が食材費購入のためであり、一切、管理運営費は出していない。そのため、民間が入るとなればマージンの話になる。そういう懸念があるのと、安全安心ということで行っているの、そこがきちんとできるかどうかということもあるので、方法としては考えられるとは思いますが。

(A委員)

そうですね。コンペやったからといって(必ずしも)金額が下がるわけではないので、可能性を探る一つの手法だと思っています。ただ、やらないよりやる、と言ったことが今なんですよ。是非、検討してください。

(C委員)

ちょっと伺いたいのですが、この食材の納入の状況についてですが、例えば、今、安心安全の問題がすごく取りざたされているわけですが、教育と学校給食会がサンプリングと申しますか、実際の食材が納入されているということを定期的に何か確かめている、例えば、産地の間違いがないかどうか、そういうようなことの調査なども行っていますか。

(説明者)

当然、アレルギーや産地のほか栄養成分、あるいは配合など、全部業者から取り寄せて、確認している。特に、青果物については、1週間ごとに入札をかけているので、毎日確認している。それから、物によっては学期末ということで見直してもらっているが、1回は確認させてもらっている。アレルギーの問題は話題になっているので、確実に確認を行い、その情報を学校にフィードバックしている状況。

(C委員)

物を見て判断するということですね。

(説明者)

そうです。

(F委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは、判定結果の発表を行う、「事業を廃止のうえ制度を再構築」が1票、「委託化を検討」が1票、「改善を図る」が4票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

以上で、本日の事業仕分けを終了する。